

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年3月13日 午前10時～午後3時58分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 永山伸一 | 委員 | 福田俊一郎 |
| 副委員長 | 中島由美子 | 委員 | 森永靖子 |
| 委員 | 上野一誠 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 橋口博文 | | |

○紹介議員

議員 井上勝博

(請願第1号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書)

○その他の議員

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

| | | | |
|--------------|-------|----------------|-------|
| 市民福祉部長 | 春田修一 | 主幹兼健康増進第2グループ長 | 常盤美幸 |
| 市民課長 | 榊順一 | 保険年金課長 | 中村真 |
| 環境課長 | 内田泰二 | 障害・社会福祉課長 | 徳留真理子 |
| 川内クリーンセンター所長 | 若松幸記 | | |
| 市民健康課長 | 穴野克己 | 税務課長 | 山口秀昭 |
| 主幹兼健康企画グループ長 | 越路美保子 | 収納課長 | 枇杷繁 |

○事務局職員

| | | | |
|--------|------|---------|-----|
| 議事調査課長 | 道場益男 | 議事グループ員 | 柳裕子 |
| 主幹 | 久米道秋 | | |

○審査事件等

| 審査事件等 | 所管課 |
|--|------------------------------------|
| 議案第25号 薩摩川内市環境施設周辺整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 環境課 川内クリーンセンター |
| 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 市民課 |
| 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 議案第50号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 請願第1号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書 (所管事務調査) | 市民健康課 |
| 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 議案第49号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第52号 平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査) | 保険年金課 (市民健康課) (税務課) (収納課) |
| 議案第26号 薩摩川内市障害者福祉作業所条例を廃止する条例の制定について 議案第27号 財産の無償譲渡について 議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査) | 障害・社会福祉課 |

△開 会

○委員長（永山伸一） それでは、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付しております審査日程により審査を進めることとし、本日は、障害・社会福祉課まで審査を進めたいと考えておりますが、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、審査日程によりそのように審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第25号 薩摩川内市環境施設周辺整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について

○委員長（永山伸一） まず、議案第25号薩摩川内市環境施設周辺整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） おはようございます。

それでは、議案第25号薩摩川内市環境施設周辺整備事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

議案つづりその2の25-1ページをお開きください。

提案理由は、本会議におきまして市民福祉部長が説明いたしましたので省略させていただきます。

この条例は、森林の施業促進等と民間事業者が行う風力発電事業の推進を目的に、市が環境施設周辺整備事業として実施する林道寄田青山線外6線整備事業に要する費用の一部に充てるために制定したものでございます。平成24年度に株式

会社柳山ウインドファームから環境費分担金、林道整備分といたしまして、2,000万円を徴収したものでございます。

昨年度の整備事業の完了に伴い、分担金徴収条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま、当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） 改めましておはようございます。月曜日までどうかよろしく願いいたします。

それでは、各課の概要をする前に市民福祉部全体の概要等について、若干触れさせていただきたいと思っております。申しわけございませんが、市民福祉委員会資料という形で配付していただいておりますが、これにつきまして御説明させていただきたいと思っております。

あけていただきまして、1ページでございます。ここに平成27年度予算の集計という形で一般会計及び特別会計につきまして、各課ごとの3年

間の推移を書いているところがございます。下のほうの市民福祉部計、網かけをしてございますが、ここを見てくださいますと、本年度は20億4,699万3,000円ということで、一般会計でございますが、昨年度と比べまして4億4,796万8,000円の増となっております。

一方、特別会計におきましては、右側の合計のところでございますが、4特別会計で2億6,558万となっております、対前年度比13億4,361万円の増となったところがございます。

一般会計、特別会計合わせますと4億6,257万3,000円で、1億7,157万8,000円の増となったところがございます。

これらにつきましては、一般会計におきましては制度改正が主なものでございまして、個人番号制導入、あるいは、子ども・子育て制度が4月1日から施行されるということ、あるいは、同じく4月1日からは生活困窮者の自立支援が施行されるということ等でございます。また、介護保険につきましても第6期が平成27年の4月1日から施行されるというようなこと等でございまして、これらの社会保障制度に係ります大きな転換期と申しますか、過渡期でございまして、それらの所要の予算措置をさしていただいたところがございます。

特別会計におきましては、13億8,000万の分につきましては、国保でございまして、後ほど詳しく御説明させていただきますが、これも制度改正によるものでございまして。保険財政共同安定化事業というのがありますが、これが30万円以上、今まで県内の保険者が共同で支出した部分でございまして、これが1円以上ということになったこと等から13億8,000万の増となったところがございます。

以上が、平成27年度の市民福祉部の全体的な予算の概要でございます。

なお、2ページ、3ページをあけていただきますと、当初予算で計上いたしました新規・拡充事業の一覧を掲載しておりますが、今後、各課の御説明を冒頭させていただきますが、事業項目が多いこと等から、この新規・拡充を中心に、それに主な事業という形で御説明をさしていただくことで御了解いただきたいと思っております。

それでは、環境課の御説明をさせていただきますが、ウグイス色と申しますか、平成27年度当初予算概要をお聞かせいただきたいと思います。

まず、41ページでございます。環境課の分でございますが、環境課におきましては、41ページの上段でございますが、新規としまして一般廃棄物処理基本計画策定事業という形で計上させていただきます。これはごみ処理計画と生活排水処理計画の見直し、あわせて災害廃棄物処理計画を加えた基本計画を作成しようとするものでございまして、これにつきましては2年間かけて作成する予定でございまして、債務負担行為も計上させていただいているところがございます。

次の蘭牟田池環境保全対策事業につきましては、拡充しておりますが、この拡充分につきましては、下の五つ目でございますが、ラムサール条約湿地登録10周年記念イベント補助金を計上させていただいたところがございます。平成17年11月8日に登録をされてるところでございますが、本年度10周年を迎えるというようなこと等から環境学習を含めたイベント等を計上させていただいたところがございます。

あけていただきまして、42ページ上段でございますが、最終処分場適正管理事業ということでございます。これも拡充でございます。今まで木場茶屋の最終処分場の安定化に向けた部分で昭和50年（10ページの発言により訂正済み）に埋め立てを開始以来やってきておりますが、現在、ガス発生に係る改善対策を今回やりたいということでございます。跡地の有効利用、これにつきまして廃止までの暫定利用が可能であるというような国・県の見解が示されたことから、今回ガス抜き工事をさしていただきたいということで計上しております。

その下の下甌地域のし尿の島外搬出につきましては、これは12月の委員会の中でも若干報告させていただきましたが、平成5年に供用開始して以来22年が経過して、長期稼働による老朽化があるというようなこと等から川内汚泥再生処理センターのほうに搬入を行いたいということでございまして、平成27年10月から開始をしたいということで、それに係る予算を計上させていただいております。

次に、川内クリーンセンターでございますが、川内クリーンセンターにつきましては、43ページが一番下でございます。最終処分場再生事業という事業を新たに計上させていただいております。これは、御案内のとおり最終処分場が埋め立て容量があと1年弱となったところでございまして、現在、市外、県外のほうに現年度分を搬出しているというような状況等がございます。そういうこと等から今回、今埋めて立てている処分場の焼却灰等を持ち出して再生事業を行いたいということで、本年から取りかかることで計上させていただいたところでございます。

以上が、環境課及び川内クリーンセンターの当初予算の概要でございますが、予算の内容等につきましては、引き続き環境課長、川内クリーンセンター所長がそれぞれ御説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一） それでは、引き続き当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） それでは、平成27年度当初予算の歳出について説明をさせていただきます。

予算調書の113ページをお開きください。上段の災害救助費は、水害発生時の応援協定に基づく経費で、事業費は115万7,000円です。バキューム車の借上料等が主なものでございます。

同じく、113ページ下段の狂犬病予防事務費は、狂犬病予防に係る経費で、事業費は114万9,000円。畜犬管理システム保守点検委託が主なものでございます。

次に、114ページの環境総務一般管理費は、環境行政に係る経費で、事業費は1億3,650万3,000円でございます。職員給以外では、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託や衛生自治団体連合会運営補助金が主なものでございます。

先ほど一般廃棄物処理基本計画策定支援業務につきまして、部長が説明いたしましたけれども、簡単に今後のスケジュールを説明をさせていただきます。新年度になりましたら、業務委託契約を結びまして、これまでの取り組み内容及び実績の振り返り、評価等、それと計画の素案を開始いたします。後半で計画の骨子案を作成し、年度末にかけて環境審議会、それと進捗状況等を議会に報告をさせていただきます。年度が変わりまし

て平成28年度になりましたら、骨子案によりましてパブリックコメントを実施し、再度また議会に報告。それとその後、計画書の作成に係る環境審議会等を経まして、平成29年3月の作成を予定しております。

続きまして114ページの下段の環境保全対策費でございます。これは、環境保全対策に係る経費で、事業費は961万5,000円でございます。藺牟田池環境調査業務委託等や藺牟田池ラムサール条約登録10周年記念イベント補助金が主なものでございます。ラムサールの10周年記念イベントにつきましても部長のほうから先ほど説明ございましたけれども、内容的には11月8日が10周年に当たりますので、開催も11月上旬の土日いずれかを予定しております。中身のやり方といたしましては、実行委員会を地区コミ、藺牟田池愛好会、商工会、小・中学校、それと環境省などのメンバーで実行委員会方式で取り組みたいと考えております。中身的には10周年記念のイベントはオープニングと、あと、子どもラムサールの報告、それと環境イベントといたしまして、ボランティアクリーン作戦や観察会、外来魚釣り大会、それと集客イベントといたしまして、環境コンサートやリサイクル音楽など、その他で地元の特産品販売などもできればと考えております。詳細につきましては、この実行委員会のほうで決定をさせていただきたいと考えております。

次に、115ページの地球温暖化対策費は、地球温暖化対策に係る経費で、事業費は157万2,000円でございます。エネルギー管理システム使用料が主なものでございます。

同じく、下段の花いっぱいまちづくり推進事業費は、花いっぱいまちづくり推進事業に係る経費で、事業費は654万4,000円でございます。快適環境づくり補助金が主なものでございます。これも、先ほど部長のほうから説明ございましたけれども、今年度はこれまで地域のシンボル花壇事業というのを地区コミを対象に実施してまいりましたが、これを拡充いたしまして、花の名所づくり事業ということで、一定の広い休耕田、空き地などを利用して花の名所づくりを行う事業を組み入れてございます。

次に、116ページの公害対策費は、公害対策に係る経費で、事業費は901万7,000円で、

環境調査業務等委託が主なものでございます。環境調査の内容といたしましては、水質、悪臭、ダイオキシン、騒音、振動などの測定を委託するものでございます。

同じく下段の市営墓地管理費は、市営墓地の維持管理に係る経費で、事業費は286万5,000円でございます。川内・入来市営墓地等管理代行委託が主なものでございます。

次に、117ページの葬斎場管理費は、葬斎場の維持管理に係る経費で、事業費は5,148万7,000円です。川内葬斎場やすらぎ苑等管理代行委託が主なものでございます。

同じく下段の清掃総務一般管理費は、廃棄物対策に係る経費で、事業費は86万5,000円です。川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

次に、あけていただきまして118ページの不法投棄対策費は、不法投棄対策に係る経費で、事業費は37万円でございます。

同じく下段の環境美化推進事業費は、環境美化推進に係る経費で、事業費は473万7,000円でございます。環境美化推進員謝金が主なものでございます。

次に119ページの一般廃棄物処理費は、一般廃棄物の処理に係る経費で、事業費は416万8,000円です。公設ステーション管理業務委託が主なものでございます。

同じく下段の資源ごみ分別推進事業費は、資源ごみ分別推進事業に係る経費で、事業費は3,473万2,000円です。地区コミ分別報償金等とごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

次に、120ページの甌島クリーンセンター管理費は、甌島クリーンセンターの維持管理に係る経費で、事業費は246万6,000円でございます。

同じく下段の最終処分場管理費は、最終処分場の維持管理に係る経費で、事業費は4,800万8,000円でございます。これは、木場茶屋最終処分場跡地利用に係る調査業務委託等が主なものでございます。先ほど部長のほうから説明ありましたけれども、業務内容といたしましては、暫定利用するためにガスの発生分布調査。どこら辺りからガスが出ているかという調査と、それとそれ

を見ましてガス抜き管を設置する。それとあと覆土等を予定しておる事業でございます。

次に、121ページの上甌投入施設管理費は、上甌し尿投入施設の維持管理に係る経費で、事業費は1,010万2,000円でございます。し尿・浄化槽汚泥処理下水道使用料が主なものでございます。

同じく下段の下甌環境センター管理費は、下甌環境センターの維持管理に係る経費で、事業費は3,981万3,000円でございます。同センターの管理業務委託と、それと先ほどこれも部長が説明いたしました島外搬出、下甌地域の浄化槽汚泥の島外搬出の費用もここに入っております。

次に、122ページの汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理に係る経費で、事業費は3億1,933万4,000円でございます。同施設の維持管理運営委託等が主なものでございます。

同じく下段の災害予防応急対策費は、共同墓地の特別災害復旧補助に係る経費で、事業費は200万円でございます。

次に、123ページの現年公用・公共施設災害復旧事業費は、風水害による廃棄物処理施設の災害復旧に係る経費で、事業費は200万円でございます。

続きまして、平成27年度当初予算の歳入について説明をいたします。

予算調書の23ページをお開きください。14款1項3目使用料の衛生使用料は、予算額622万7,000円で、葬斎場使用料（火葬料）、斎場等施設使用料など8件でございます。

同じく2項3目手数料の衛生手数料は、予算額2,264万1,000円で、廃棄物処分手数料など8件でございます。

次に、24ページをお開きください。16款2項3目県補助金の衛生費補助金は、予算額27万4,000円で、ウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。

次の、3項3目県委託金の衛生費委託金は、予算額9万円で、権限移譲事務委託金でございます。

次の、17款1項1目財産運用収入の財産貸付収入は、予算額3万3,000円で、し尿中継用地貸付料等に係るものでございます。

次の、2項2目財産売払収入の物品売払収入は、

予算額1,965万円で、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次の、21款5項4目雑入は、予算額118万7,000円で、火葬料実費徴収金など3件でございます。

続きまして、平成27年度当初予算の債務負担行為について説明いたします。

一般会計予算書の8ページをお開きください。第3表の下から2段目になります一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託で、期間は平成28年度、限度額は361万円でございます。こちらも先ほど部長が説明いたしました債務負担行為の設定の理由といたしましては、現計画策定後の現状分析や上位法との整合性を図るほか、災害廃棄物基本計画編も策定するためでございます。

以上で、環境課分の平成27年度当初予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）おはようございます。引き続きまして、川内クリーンセンターです。よろしくお願いいたします。

初めに、平成27年度当初予算の歳出について御説明いたします。

予算調書の124ページをお開きください。上段の4款2項5目、事項、一般廃棄物処理費で、これは、市内全域の一般廃棄物の収集運搬に係る経費等で、事業費は3億3,271万1,000円でございます。経費の主なものは、市内全域の家庭から出されるごみの収集運搬業務委託及び甌島クリーンセンターの管理や可燃ごみ等の島外搬出業務委託であります。

次は、同ページ下段の事項資源ごみ処理施設管理費で、回収されたペットボトルやプラスチック類等を減容するのに要する経費で事業費は1,344万6,000円でございます。

次は、125ページでございます。事項は川内クリーンセンター管理費で、川内クリーンセンターの管理運営及び施設の維持整備に係る経費でありまして、事業費は5億2,080万2,000円でございます。経費の主な内容の焼却施設維持補修等は、焼却炉内の耐火物補修などが、主なものであります。運転管理業務委託等は、クリーンセンターの運転管理業務委託や、本年度からの継続事業であります焼却施設などの延命化を目的とした、基幹改良事業実施に伴う支援業務委

託の経費などであります。また、川内クリーンセンター地域振興補助金63万円は、小倉・川底地区に対する補助金であります。

次に、同ページ下段の事項、最終処分場管理費で、クリーンセンターで発生する焼却灰の外部処分に係る経費等でありまして、事業費は1億1,779万1,000円でございます。これは、川内クリーンセンターの最終処分場の延命化を図るため、現在発生します焼却灰や不燃残渣等について県外事業者へ処理委託する事業費及び先ほど部長の概要説明でもありましたけれども、最終処分場の再生を行うため、埋め立て物を運搬処分する委託経費であります。

続きまして、平成27年度当初予算の歳入について説明いたします。

予算調書の25ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。上から2段目の14款2項3目衛生手数料で、予算額3,636万3,000円、節は衛生手数料、廃棄物処分手数料などで、クリーンセンターへ直接搬入されたごみの処分手数料を計上しております。

次は、15款2項3目国庫補助金、衛生費補助金で予算額500万円、節は保健衛生費補助金、これは、循環型社会形成推進交付金で、施設の基幹改良事業実施に伴う計画支援委託に係る交付金を計上しております。

次は、17款2項2目物品売払収入で、予算額1,509万円、節は物品売払収入、これは資源ごみ売払収入でクリーンセンターに搬入された廃棄物のうち、鉄、アルミ、紙など有価物として売却できる資源ごみの売払収入分を計上してあります。

次は、21款5項4目雑入で、予算額497万2,000円。節の主なものは、下のPETボトル等有償入札拠出金で、これは法律に基づき指定された協会、日本容器包装リサイクル協会といいますが、そちらのほうに処分委託をしておりますが、協会の処理料に余剰金が出るのが予想され、その余剰分を協会から市町村に配当されるもので、平成27年度は400万円を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑ございませんか。

○委員（上野一誠）環境保全対策について、今回、藺牟田池環境調査業務委託に約500万。この内容もうちょっと教えてくれませんか。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

510万3,000円のことですかね。課長でいいんですか、グループ長ですか。510万3,000円。

○環境課長（内田泰二）藺牟田池の環境調査の関係でございますけども、柳伐採——柳が生えておりますので、その伐採とか、あと外来魚の回収、それと藺牟田池のビオトープの維持管理費それと自然観察ガイドブックの作成、それと生態系の観察、調査等でございます。

○委員（上野一誠）環境調査となっているので、具体的に何かこう調査をされるのだろうかという思いが。今の話ではもう対策ですよ。だから、ほとんど外来種のどうこうというわずかな部分なのかな。業務委託はと思うのだけ。

○環境課長（内田泰二）定期的に水質の調査とかも毎年やっておりますので、その部分も含まれております。

以上でございます。

○委員（上野一誠）まあ藺牟田池がラムサール条約を受けて10周年ということになりましたね。ラムサール条約を受けた時の一つの地域の思いというのは、非常にこの登録、指定を受けてかなり皆さんよかったという思いが多かったと思うんですが。その10年を振り返って、今回記念したやっぱりそういう記念イベントをやるわけです。そうしたときに、いわば薩摩川内市のこの本土方の観光という意味では、大きなくくりというか、そういう場所に当たると思うんです。そうすると、あれはホテルも含めて一体的に自然という意味からいうと、非常に景観のきれいなやはり藺牟田池に当たると思うんですが。その中で10年を振り返ってみて、所管課としてラムサール条約のこの指定を受けた中でこの10年間の取り組みというか、環境という意味では、何か感じるものがありますか。10年来たからイベントをやるということに当たって、10年を我々はどう——自然のものだからというのもあるんですけども。対応の仕方というのは、イベントをやるに当たって、これでよかったのか、あるいはそういう検証とか、そういうのは何かありますか。

○環境課長（内田泰二）藺牟田池につきましては、すぐれた観光地ということで認識はしております。これラムサールに登録される以前から外来魚の侵入とか、いろんな問題等ございまして、ラムサール条約に登録された後は、そういったものを駆除しようという動きも現れております。指定管理をお願いしておりますけれども、その中でも指定管理以外で自主的な取り組みもいろいろとさせていただいて。先月でございましたけれども、市長のほうからその取り組みに対して表彰もさせていただいたところでございます。

それと、藺牟田池愛好会というのも組織されておまして、ベッコウトンボの保護とか、そういった取り組み、それとあと先ほども言いましたけれども、ボランティア清掃の活動とか観察会とか、これまでも特に10周年に向けてという取り組みではございませんけれども、地道な活動はさせていただいていると思います。そのほか、私どもの事業ではございませんけれども、藺牟田池の外輪山登山とか、梅マラソンとか、そういったものももちろん花火大会もございまして。そういったもので藺牟田池の活用というのはこれまでもされてきているのではないかと考えておるところでございます。

それと10周年ということでございますので、その事業の中でも、これまでの10年を写真等でございますけれども、写真等で振り返り、また新たな10年に向けて、市民の皆様やおいでのなる方々に藺牟田池の大切さ、ラムサール条約に登録されているんだよということをPRしていけたらというようなふうを考えております。

以上です。

○委員（上野一誠）これは、意見、要望でいいんですが。あそこの人たちは、いろんなそういう愛好会とか、いろんな組織をつくってらっしゃって、コミュニティもかかっているんですけど。そういう中で、トンボサミットという一つの全国のそういう組織もあって、そこでトンボサミットをしたり、いろんなものもやってらっしゃるんですが、やはり商工観光との関係もあると思うんですけども。やはり観光という捉え方から——ちょっと所管課が——関連があるから語るんですが。やっぱりこの施設も含めてやっぱり大いに生かす必要があると思います。地方において非常に大き

な財産というふうに思っていますので。そういうことからすると、この今回のラムサール条約登録の10周年記念イベントというのが、広く、やっぱり地域だけじゃなくて薩摩川内全体の中で、市民の皆さんが10周年迎えたのかという、内外に発信できる一つのイベントであってほしいというふうに思っていますので。細々したものは指定管理も含めてですけど。今後もやっぱりそういう環境づくりというのは、十分努力をいただきたいというのを意見として、要望として申し上げております。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

○市民福祉部長（春田修一）意見ということでございましたが、私どもも今、議員おっしゃいますような形で考えております。環境サイドとしては、観光ということは大きく出せませんが、環境学習というのが大きな今後の流れになってくるというふうに考えておりますので、子どもたちも含めましていろんな形で呼び込みをしながらラムサールの重要性、あるいは環境の重要性という部分を発信しながら、それが副次的に観光にもつながってくるような形に持っていきたいというふうに考えております。

ただ、10年経ちまして一つ課題と申しますか——あるようでございます。それは、いろんな組織があるところでございますが、高齢化が進んできております。そのようなこと等から今回、このイベントを契機として、そういう組織のリニューアルと申しますか、部分も一緒に実行委員会つくる中で、地元の盛り上がりもできるような、そういう組織体制もつくり、今後の活動につなげていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（橋口博文）あのクリーンセンターのあそこの対策会議です。今も実施されているんですか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）地元対策会議といいまして、年に2回ほど開催しております。7月と2月に時期としては当たります。

以上です。

○委員（橋口博文）これ、出てきたその内容はどのようなのがあったんですかね。

○委員長（永山伸一）具体的な内容わかってますか。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）主な内容としましては、私どものほうの、クリーンセンター運営をしております、その水質の結果であったり、ごみの焼却量であったり、その他の報告を私どもの方からさしていただいております。私どもの運営に係る報告をさしていただいて、それに伴った御意見があれば、それをお伺いした形でお答えをしていくという、そのような内容の委員会でございます。

○委員（橋口博文）今、あそこの運営に当たるための——その地域のこの環境整備ということで、えらい出てくるんじゃないかと思うのですが。それもこっちから言いますと、実は西回り高速道路ができた関係で水引のインターを使って鹿児島に行く人も多くあって。それを利用して来るのが——広域農道を、城上——あっちから来る人が入ってきて。ほいで今、川内のクリーンセンターの手前に行く川底のあそこの交差点のところで、非常に交差点が悪くて、危険性があるということやらあったりして、あそこの整備をしてもらえんかなど。出入りが悪くて。水路があったりして。車は来るし、出てくるのに前に出れば困ったりして。あそこの整備ができんもんかということは何回か受けたもんだから。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）今の委員のお話ですけれども、先ほど対策委員会の話から入ってきたんですけれども。確かに対策委員会の中で、地元からの要望はそういった形でも、クリーンセンターと直接関係のしない、関係のない道路の補修であったり、そのような依頼もございます。それについては主管課、例えば道路改良ですと建設維持課とか、大きな道路整備ですと建設整備課とか、そこら辺がタイアップしてやっております。ことしの2月も今おっしゃるそこの工事も何か出ていたような気がいたします。それで、道路の状況にかかわることについては建設のほうで対応しておりますので、私どもではもうどうもできませんので、そういうふうに考えております。

○委員（橋口博文）そういうことであれば、おたくの場合は、そういう道路整備とかそういうのは、建設整備課かあるいは建設維持課でするわけですから、そういうところにやっぱり当たってもらわないといかん。こういう、地元からの環境整備ということで。クリーンセンターはこれは受

けてばかりで、ちょっとでもよかようにしてもらわな、というのが地元の考え方ですから、やっぱりそういうことを後押しをしてもらって。あそこがスムーズに行くようにしてもらったほうが、地域の方も喜ばれるんじゃないかと思っております。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記） どうもありがとうございます。貴重な御意見でございます。対策委員会におきましても要望が出ます。2月も市長も同席しております。そういうことについては、やはりいろんなことで御負担をかけている地元ですので、配慮としてはあるかと思えますので。御理解いただければありがたいです。

○市民福祉部長（春田修一） 対策委員会の中には、先ほど所長も言いましたように、建設部も農林水産部も同席しております。そういうことで、そういう地元からのいろんな要望等があった分については、可能な部分については対応をしていくという形にしておりますので。今、委員のほうからあった部分については、また建設部のほうにもつないでいきたいというふうに考えております。

○委員（森永靖子） 先ほどの上野委員のところの関連だったんですが、藪牟田池の外来魚対策、外来魚回収のところ。川内ロータリーのほうで一日親子で釣りをして相当数釣り上げてやっておられるんですが。あれは独自のボランティアでやっておられるんですか。それともここに対策として外来魚回収等もこの中に含まれているようですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 指定管理者が独自でしてる業務と、それとあと、外来魚の回収ボックスを市で設置してそれに入れてもらう分とあります。指定管理者がやっておる分は、アクアタイムに入場されて、料金を払って釣りざおを借りて、それを使って釣られた場合は1匹10円だったですかね、10円か幾らかのお金を払われるというようなふうになっているようでございます。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 木場茶屋の最終処分場についてお尋ねします。これまで長年の懸案であって、当局の皆さんも大変御苦労をされているところでもありますし、また隈之城地区の地域の住民にとっても大変関心のある事業であるわけですが、先ほど春田部長のほうから平成50年と言

われましたけれども、これは昭和50年ということだというふうに思うわけですが、長年間この事業に対して積極的に取り組んできていただいているわけですが、先ほど県からというふうにおっしゃったか、ちょっと私も聞きそびれましたけれども、この処分場の跡利用についてはどのような用途があるか。どのような目的を持った利用が可能なのか。その辺をちょっと具体的に示していただきたいのと、この処分場の面積をもう一回確認をしたいということ。それからガスの濃度分布の調査ということですが、これまで家の移転等も実施してきておりますが、あとの辺がガスが出ているのか。それからガス抜き調査についてはこれまでやっておりますが、あそこの埋立地については分別前のごみがミックスされて入っておりますので、水質等についても確認をさせていただきたいと思えます。

とりあえず以上、お願いします。

○市民福祉部長（春田修一） 先ほど私、平成50年と言ったみたいで、それにつきましては昭和50年でございます。修正させていただきたいと思えます。（4ページで訂正済み）

私のほうからは、今回、国・県等の考えと目的、今考えている跡地利用の部分について御説明させていただきます。その他につきましてはまた課長並びに担当グループ長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

今まで最終処分場の暫定利用につきましては、県のほうがなかなか制度上難しいというようなこと等ずっと拒否がされておりました。一方、地元等のほうからは対策委員会のほうで暫定利用ができないのかというような話が出てまして。私どもも県と地道に交渉をしていたんですが、県のほうが国のほうに確認をとっていただきまして、跡地利用も可というような方針が昨年示されました。そのようなこと等から、ガス抜きを行いながら跡地利用をしていきたいというふうに考えたところです。

跡地利用の目的は何かということですが、現時点で考えておりますのは、太陽光発電をできればということで考えているところでございます。実は、本年度になりますと29円に、そして6月になりますと27円にというような部分等がございまして。ただ、市のほうとしてはそういう

部分が見えておりましたので、新エネルギー対策課と協議をして、ID取得というのがございまして、経済産業省のほうに申し出をすることによって、例えば32円の維持ができると。太陽光の発電ができる制度がございまして。そういうのをできないかということで、とりあえず申請等を行っているところでございます。

ただ、なぜそれをしたかというのと、売電単価が下がってしまいますと——市が直接発電事業はしないというふうに考えておまして、民間のほうに貸し付けたいと。土地貸しをしたいというような考え方でおります。そのためには、どうしても売却収入が高い状況でなければいけないというようなこと等からIDのお願いをしているところでございます。

そういうことで現在、今後ガス抜きをしながらまた土地貸しの募集等もかけながら、できるだけその32円が生かせるような形でできればというふうに考えているところでございます。

あとの面積とかそういう部分につきましてはまた担当課長のほうから説明させていただきます。

○環境課長（内田泰二） それでは面積でございます。まず、敷地面積が6万2,741平米でございます。このうち埋め立てをしてある部分が5万9,484平米でございます。

それとガスの発生状況でございますけれども、現在、6本のガス抜き管を設置してございまして、週に何回かガス管に火をともしに——メタンガスが出ておりますので、メタンガスのほうこれ無味無臭でございますけれども、メタンガスが出ておりますので、火をつけに行きますけれども、毎回つくガス管というのは1本か2本しかないというようなふうで毎回報告は受けております。

それと、水質の関係でございますけれども、下流側に水の検査をする箇所がありまして、そこで毎月簡易検査と、あと年1回、全項目の検査をしております。その中で簡易検査につきましては、BODとかあとSSとって、濁りの検査、それと大腸菌などをやっておりますけれども。報告書の中では、最近基準値を超えている状況は聞いたことはございません。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） まず、部長の答弁をいただきました。この跡地利用については、太陽光発

電を整備してということで、大変有効利用ができていいなと感心したところでありますけれども。市ではしないということですが、この埋め立て処分場が補助事業を利用して事業を行っているため、市ではできないものか。あるいはまた別の理由があって、市はもうこれを民間に貸し付けてやるという方向なのか。サンアリーナ等も貸し付けてやっておりますけれども、市も売電収入を得る、そういう事業をやってもいいんじゃないかなど。他の市町村でもそういう事業をやっているようですので、せつかくのものであれば市の、これからの大きな財源の造成というか、確保になるんじゃないかなというふうに思ったので、もう一回ここを確認したいのと。それと、これは何年をめどに——民間の事業者の方向性でいくのであれば、民間の事業者の募集をされるおつもりかについてもお尋ねしておきたいと思っております。

それと、ガス抜きの件につきましては6本。わかりました。水も異常はないということですね。面積のほうもわかりました。

あと、埋め立て分が5万9,484平米ということですが、最終覆土設計というのは今回の事業費の中に入っていますけれども、この覆土はこの部分をどれぐらいの量でやるのか。あと、今の埋め立て高の、どれぐらいの高さに埋めるのか、その部分です。

先ほど部長に質問しました太陽光発電の事業所の募集と重なるかもしれませんが、ここの最終的な、ガスに火がつかなくなるまではなかなかでしょうけれども、事業期間が平成27年というふうにはここには記載されてますので、この事業が終了するのは平成27年、来年度なのか、もうちょっとかかるのか、そこも明確にしておいていただければと思います。

以上です。

○市民福祉部長（春田修一） お尋ねの件でございますが、市としまして直営でということも考えたところでございます。ただ、直営になりますと初期投資がかかるというようなこと等で、長い目で20年間のリースとか20年間の部分で考えますと利益は上がるんですが、初期投資がかなりかかるというようなこと。それと、本市の場合でも、民間が参入できる部分については民間が主導になってやっていただいたほうがいいだろうというよ

うな思いもございます。

そういうことで、初期投資がないということと、土地貸しによる安定した収入確保が図られるというようなこと等から、また、太陽光については私どもも専門という分野がございませんので、メンテとかそういう部分も含めると、専門業者のほうがいいのではないかというような方向で考えたところでございます。

本市の場合で太陽光、災害時のということで、総合グラウンドの部分については、市が直営という形でやっておりますが、それ以外の部分については、屋根貸しというような形でやっておりますので、今回、土地についても同じような考え方をさせていただいたという部分でございます。

募集につきましては、いずれにしましてもガス抜き工事をまず早く発注して、それと同時に、まず終了届を県のほうに出して、その後、同時並行的な形で募集をかけていきたいというふうに考えておまして、本年度の前期、9月、10月までにはできればというようなことでスケジュールは考えているところでございます。先ほど言いましたIDのそれを生かすためにも逆算しながら、的確な形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それぞれの質問につきましては課長のほうで答弁させていただきます。

○環境課長（内田泰二） 覆土の関係でございませぬ。現在、現地を見ていただければわかるかと思うんですけれども、大体フラットな形をしております。新幹線の覆土も以前入れておりますので、それもずっと下に入っておりますけれども、若干斜めというか、スロープができてる部分やありますので、最終的にはそこも含めまして50センチ盛り土をする予定でございませぬ。

それと、終了年度につきましては、当初2年間で事業を進めようということで考えておりましたけれども、太陽光の後の関係もございまして、平成27年度でガスの分布調査、ガス抜き管の設置、それと周りの排水処理、そういったものも平成27年度中で終わらす予定にしております。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） よくわかりました。ことしの9月、10月に募集をかけるということであれば、ほぼ方針も固まって、今さらながら市のほう

で直営でやったらという提案もなかなかできませんでしょうけど。財政課も来ておられる中で、今後、合算算定から一本算定で大変厳しい状況の中で、どこかで財源を見つけないかということで、6ヘクタールに太陽光発電のメガ級のやつをつくれば相当売電収入も入って財源があったんじゃないかなと、感想だけ申し上げたいと思います。

先ほど課長のほうから最終覆土の高さ、盛り土が50センチということでしたけれども、太陽光発電を整備する中で、その中にはいろんなものが入ってますけれども。太陽光発電でそんなに高さは要らんですが。ただ、中に基礎を打つ中で50センチでも大丈夫なのかなというそこにちょっと不安があったところです。そこはまたいろいろと対応していただければということで、これは終わりたいと思います。

あと1点、川内クリーンセンターの関係でしたけれども、最終処分場の延命化事業について、もうあと1年ということで、3,500トン大体年間発生量がありますけれども。あといわゆる3,500トン分を1年間残ってると。その部分が残ってるというふうな確認をしたいんですが。それと国の交付金を使うために今回、延命化ということで、終了事業が20年以上というような計画のようでありますけれども、そうしますと、事業スケジュールを見ると平成31年ということであれば、この延命化事業については平成51年というふうに捉えたらいいのか。そこをちょっと御説明をしていただきたいのと。掘り起こして分別して県外事業者のほうへ一つは運搬処分をするということで、県外事業者はどこなのか。県外事業所ですね。そこをちょっと教えておいていただきたいと思います。それからこれセメントにして、これは福島のほうへ持っていくんですかね。これ、コンクリート化して。その辺もちょっと具体的な説明もいただきたいと思います。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記） 今、委員は恐らく前年の委員会資料のほうを拝見されていると思うんですけれども。平成27年度事業につきましては、当初このような形で――前回の委員会の段階で、方向性を模索しておまして、このときお話をしたんですけれども。今年度どのような事業の展開がいいのかということで、業務委託をしました。

その結果、この手法も踏まえて検討をした結果、先ほど申しましたけれども、今発生している焼却灰については全量を県外の処分場に持って行ってんですけども、そういう形で対応ができるのであれば、そちらのほうが安価であって非常に安定的であるという報告をいただきました。それに伴いまして環境課サイドのほうで協議を、幾つかのパターンを検討しまして協議をいたしました。その結果、先ほど申しましたとおり、現段階では、最終処分場のほうへの埋め立てというふうな考えでおります。セメント資源化ではなくて、最終処分場への埋め立てというふうに考えております。

○委員長（永山伸一） ちょっと話が見えないんですけど――部長の方でよろしければ。

○市民福祉部長（春田修一） 今、所長のちょっと補足になりますが、前回のときにはセメント資源化という形で検討を、循環型社会の交付金をいただきながらということ考えておりました。

ただ、実際これを詳しく見てみますと、補助金が、想定していた掘り起こしから運搬まで、そしてセメント資源化まで全体の部分が対象になって交付金として落ちてくるだろうというふうに考えていましたが、その部分がセメント資源化に係る部分だけの3分の1補助というようなこと等がわかりまして。そうしたときに、経費的な、財政的な部分等も含めまして、あるいは施設にかかる負荷、住民にかかる負荷とかいろんなことを検討した結果、最終的には今ある掘り起こした部分を、保っている部分については掘り起こしてそっくりそのまま他の最終処分場、受け入れていただける他の最終処分場のほうに持っていこうというふうな形で、再生事業を行おうというふうに考えたところであります。

それで、空になった時点で、現在あるシートは平成7年、つくる前の基準でございましたので、それを今の基準に置きかえた形でシートの張りかえをして、新しい基準の中で整備をして再利用という形で考えたところでございます。

この期間が幾らかかるかということにつきましては、本年度当初予算で5,000万ほど計上させていただきますいておりますが、その進捗状況を見ながら、あるいはまた財政状況を見ながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それと20年という話が出ましたが、これにつ

いては、平成28年、平成29年、平成30年で基幹改良工事をしまして、そして平成31年から、予定としましては20年間延命化を図るということで、焼却炉の整備をして延命化を図っていきたいということでは考えているところです。ですから、片方は、施設整備をしながら施設延命化を図り、満杯となりつつある最終処分場については、他の最終処分場のほうに移して、そして新たな処分場の整備を図っていこう。そうしたほうが新たに施設をつくるよりも安価でできるということ等がはっきりしてきましたので、市としてはそういう形で地元ともお話をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○環境課長（内田泰二） それと搬出先でございますけれども、現在、川内クリーンセンターで発生しております焼却灰につきましては、大分県中津市の、会社名で言いますと、大和という産業廃棄物管理型の最終処分場のほうに搬出しております。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

○議員（成川幸太郎） 一つだけ。花いっぱいまちづくり推進事業についてお伺いしたいと思うんですが。今、この中にいろんな事業を考えてあるんですが、今のままをずっと継続されるんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 昨年度と変更した点、先ほど説明させていただきましたけれども、地区のシンボル花壇というのを昨年度までやっておりましたけれども、この分を花の名所づくりというふうなふうに変更しております。あとの分につきましては、快適環境づくり補助金の取り扱いについては昨年度と同じでございます。

ただ一点、実績払いの形になっておるものから、一老人会等の方から、できれば前金でもらえないかという相談を受けまして、その部分を、実績のある方につきましては前金払いもできるようなふうに変更しております。

以上です。

○議員（成川幸太郎） 2回しかできませんから大変なんですけども。この花の名所づくり事業と

いうのをやられるということですが、場所とか、名所をつくるのであれば、春に的を置くのか秋に置くのか。やっぱり大きな核になる名所をつくって、地域が協力するという形をとらないと、今のままだとどこにかちよろちよろと花が植えてる。あ、ここにあった、ここにあったということで。花いっぱいというイメージが全く出てこないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 私どもが当初想定しておりましたのは、地元の地区コミなり自治会なり、地域の方で地域の名所づくりということでやっていただくことを想定しておりますので。まとまった土地で大規模——大規模という表現がどうかというところはありますけれども、そういった取り組みとはまた若干違うところは御理解ください。

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。
ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査に入ります。説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二） 続きまして、環境課分の所管事務の説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の6ページをお開きください。平成26年度指定管理者管理運営評価表についての説明でございます。先月25日に開催されました議員全員協議会におきまして、財産活用推進課が指定管理導入施設の平成27年度更新作業等について説明をしたところでございますけれども、更新作業に先立ちまして、平成26年度、今年度指定管理者管理運営評価を行いましたので、環境課分のその評価結果を報告させていただきます。

①の施設及び管理者の概要でございますけれども、施設名は川内葬斎場やすらぎ苑で、指定管理者は誠建設でございます。指定管理期間は平成23年4月から平成28年3月末まででございます。②の評価実施状況は、昨年11月5日に地元代表1名、利用者代表2名、市民福祉部長、市民課長、財産活用推進課長の6名からなる指定管理評価委員会において実施しております。個別の配点等については、採点結果表に記載してありでございます。合計点の600点に対しまして、

この施設の場合は402点となっております。評価結果につきましては総合評価によりまして、おおむね適正であると認められるとの結果でございました。

次に8ページをお開きください。8ページの施設は、川内芸ノ尾第1墓地並びに第2墓地及び入来向山墓地で、指定管理者は同じく誠建設でございます。指定期間は平成28年3月末まででございます。評価は、先ほどと同じメンバーで開催しております。採点結果は600点に対しまして384点で、総合評価により、おおむね適正であると認められるとの結果となっております。

次に10ページをお開きください。施設名は薩摩川内市上甕島葬斎場で、指定管理者は里葬祭でございます。管理期間は平成28年3月末まででございます。昨年の11月10日に地元代表1名、利用者代表2名、あとは同じメンバーで評価委員会を実施しております。採点結果は600点に対しまして414点でございました。おおむね適正であると認められるとの結果が出ております。

次に12ページをお開きください。12ページの施設名は里菌上墓地、里菌下墓地、里観農墓地、里寺山墓地で、指定管理者は水建システム有限公司でございます。指定期間は平成28年3月末まででございます。評価は、同じく11月10日に地元代表と利用者代表2名、あとは同じメンバーで評価委員会を実施しております。採点結果は600点満点に対しまして446点で、おおむね適正であると認められるとの結果が出ております。

次に14ページをお開きください。施設名は薩摩川内市下甕葬斎場で、指定管理者は西葬儀社でございます。指定管理期間は平成28年3月末まででございます。実施状況は、昨年11月11日に地元代表1名、利用者代表2名、以下市民福祉部長ほかメンバーで6名からなる委員会において実施しております。採点結果は600点満点に対しまして436点でございました。評価結果はおおむね適正であると認められるとの結果となっております。

次に16ページをお開きください。施設名は薩摩川内市鹿島葬斎場で、指定管理者は鹿島地区コミュニティ協議会でございます。指定管理期間は平成28年3月末まででございます。実施状況は、11月11日に地元1名、利用者代表2名、あと

メンバーは同じで評価管理委員会を実施しております。採点結果は600点に対して456点で、すぐれていると認められるとの結果となっております。

以上が指定管理者運営評価表の説明でございます。

それと、お手元に資料は配付してございませんが、1件口頭で説明をさせていただきます。

指定ごみ袋の価格の変更でございます。現在、市民の皆様方に使っていただいております指定ごみ袋の販売につきましては、衛生自治団体連合会と協定書を取り交わし、ごみ袋の仕入れから販売、配達、料金の徴収など全ての業務をお願いしております。2月6日に衛生自治団体連合会で平成27年度分の指定ごみ袋の入札が行われましたが、円安それと過去の6カ月前の原油高、あと労務単価や輸送費の上昇等が原因かと思われそうですが、不調となっております。それで、このままの価格設定では、ごみ袋の販売に必要な経費を確保することが困難な状況となったために、衛生自治団体連合会において再三にわたる審議を重ねられた結果、小売価格の変更は避けられないとの結論に達せられ、市に対して指定ごみ袋の値上げについての協議依頼があったところでございます。

値上げ幅につきましては、可燃袋の大、中、小とございますけれども、大が310円、中が250円、小が210円。これが現在の価格でございますけれども、それが今現在、1袋に20枚ずつ入っておりますけれども、これを15枚入りに変更し、価格は先ほど言いました310円、250円、210円というようなふうでお話をいただいております。

それとまた、赤色の不燃ごみ袋がございますけれども、大と中、210円と160円がございます。これは10枚入りでございますけれども、こちらにおきましては価格の変更はないということでございます。なお、実施時期は本年6月を予定しておるところと聞いております。

以上で環境課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃） 済みません。まず、指定管

理評価についてお尋ねします。

まず、評価実施状況において、評価委員の中に地元代表者が1名と利用者代表が2名、この違いと選考方法を教えてください。

○環境課長（内田泰二） 地元代表者につきましては、コミュニティ協議会のほうに推薦をいただいております。それと利用者代表につきましては支所のほうに、それぞれの支所の地域振興課のほうにお願いして代表者を推薦をいただいております。

以上でございます。

○委員（森満 晃） 幾つかの部分で大体、ほとんどおおむね適正ということで。大体6人の採点で大体6点、7点ぐらいなのかなと。採点の基準はここに評価項目が書いてあるんですけども、もう少し高い部分もあってもいいのかなと。大体ほとんどが6点、7点の42点、44点という部分なんですけれども、その何か基準はあるんですか。

○環境課長（内田泰二） この評価委員会の資料につきましては、財産活用推進課が示した資料を使っております。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎） 今、指定ごみ袋の値上げが言われたんですけども、いろいろわきに聞くと、衛自連に相当利益利用があるんじゃないかということも聞くんですが。実際にその中で吸収できるようなものじゃなかったのか。衛自連がどういふ決算内容であるのかわかっていれば教えてください。

○環境課長（内田泰二） 指定ごみ袋の特別会計をつくってやっておられます。衛自連のほうですね。今回入札をしまして、昨年度の仕入れ価格から言うと相当な上昇がございまして、年間の仕入れの注文をとって配達をしてというような作業しておりますけれども、そこにかかる経費が年間1,000万程度かかるところでございます。今回、当初で入札して落札できなかった金額でそのまま販売いたしますと、金額で申しますと618万円、そのままのこしの額と同じ販売額でいくと

618万円ということで、最低限の人件費も賄うことができないような状況となっております。

以上でございます。

○議員（成川幸太郎）細かい内容はわかりませんが、これまで相当衛自連は利益を出してきたというような話も聞いてましたので。そういったものが適正に、恐らく衛自連ももうける必要はないんだと思いますけども、そういった市民からの批判を買うようなことのないように運営よろしくをお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）衛自連の場合につきましては、各地区コミ等から推薦された方々が評議員となられまして毎年1回決算をしております。それと衛自連のこのごみの部分については特別会計を設けてまして、全てその特別会計の中で処理するというような状況がございます。議員おっしゃいますように、一番多いときでごみ袋の収益が3,000万に近い部分が上がった時期もございましたが、本年度につきましてはもうそれが半分以下、かつ、今回入札をした中ではその収益も出らずに、通常ベースでしたとしても赤字が出るというような状況等があって今回改正をされたところでございます。

ただ、この収益が出た部分は何に使っているかと言いますと、地区コミの方々への交付金という形で、環境美化に使っていただくための交付金とか、あるいは不法ごみの収集とかいう形で。衛自連内部でのという話ではなくて、ごみの収集と分別、不法投棄とかそういう部分も含めた環境美化のほうに収益の部分は使われておりますので、今度の総会等でもじっくりそのあたりを説明していただくように衛自連とも協議をしてみたいと思っております。

[「協議会にしてください」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）協議会ですか。じゃ、協議会にします。

~~~~~

午前11時29分休憩

~~~~~

午前11時31分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）本会議に戻します。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時32分休憩

~~~~~

午前11時32分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次に、市民課の審査を行います。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一）先ほど審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、予算概要の40ページをお開きいただきたいと思います。個人番号事業ということで、新規事業を計上させていただいております。これにつきましては、社会保障・税番号制度の効率性、透明性を高めるために、平成27年10月から国民に対しまして個人番号が通知されまして、平成28年、来年の1月から希望者に個人番号カードの交付が始まるところでございまして、それらに係りますシステム改修あるいは交付体制確立等の経費を計上させていただいたところでございます。

以上でございますが、予算の詳細につきましては、引き続き市民課長のほうで説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）引き続き当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）市民課でございます。よろしく願いいたします。

議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算、市民課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。

予算調書の110ページをお開きください。上段に記載しています事項、市民政策調整費は、一般職給与費及び市民福祉部全体に係る経費1億560万9,000円で、主なものは、行政事務嘱

託員 5 人の報酬等の経費と一般職 6 人の人件費、部内の臨時職員雇い上げに係る賃金でございます。

次に下段の事項、市民相談事務費は、市民相談、消費生活相談及び人権対策に係る経費 4 9 6 万 2, 0 0 0 円で、主なものは、消費生活相談員 1 人に係る報酬等の経費、人権問題に関する事項を調査、審議する事務を担当する人権対策事業審議会委員 1 3 人の報酬等の経費、県弁護士会に委託して行う無料法律相談業務委託と、消費者月間に行う消費者番組を FM さつませんだいに委託するものでございます。川内人権擁護委員協議会負担金、それから人権擁護委員で組織する協議会へ人権擁護に関する経費を負担するものでございます。

次に 1 1 1 ページをお開きください。上段、事項、交通災害共済事業費は、交通災害共済事業に係る経費 1, 3 7 7 万 7, 0 0 0 円で、この事業は、鹿児島県市町村総合事務組合に加入し、事務組合において運営されているもので、主なものは、加入者から納付された交通災害共済掛金を負担金として、鹿児島県市町村交通災害共済給付事業負担金として支払うものでございます。

同じく下段、事項、戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳事務等に係る経費 2 億 3, 4 6 0 万 7, 0 0 0 円で、主なものは、行政事務嘱託員 1 5 人の報酬等の経費、それから戸籍住民基本台帳事務に従事する一般職 2 5 人の人件費、戸籍・証明書発行システム機器保守委託等は、戸籍及び証明書発行システムの保守料等となっております。鹿児島地方法務局川内支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会負担金、それから、九州連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会負担金は、総会及び研修会の参加に係る負担金となっております。

次に 1 1 2 ページをお開きください。上段、事項、住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、証明書等コンビニ交付事務、住民基本台帳に関する事務処理及び国の行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための住民基本台帳ネットワークシステムに係る経費 2, 6 2 5 万 5, 0 0 0 円で、主なものは、住基ネットワーク及びコンビニ交付関連機器の保守料やコンビニ交付委託手数料。それからコンビニ交付運営負担金は、コンビニ交付における証明書交付センターへの運営に係る加入市町村の負担金となっております。

同じく下段の事項、個人番号事業費でございま

すけれども、部長のほうからも冒頭説明がありました新規事業となっております。個人番号カード交付等に係る経費 5, 9 0 0 万 1, 0 0 0 円で、主なものは、行政事務嘱託員に係る報酬等の経費、臨時職員雇上料、個人番号カード関連事務委託等で、これについては、通知カード・交付申請書作成、発送、交付申請書の受け付け・内容審査、個人番号カードの発行等に係る業務について、地方公共団体情報システム機構に一括委任するもの、また、コンビニ交付利用のためのシステム改修に係る委託料となっております。

個人番号カード等については、委員会資料で御説明をしたいと思いますので、委員会資料の 4 ページをお開きください。資料により個人番号カード等について説明いたします。

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 2 8 年 1 月からは全国共通様式の個人番号カードが導入され、住民票を有する全ての市民に 1 2 桁の個人番号が、平成 2 7 年 1 0 月から通知カードにより通知されることになっております。希望する者は、個人番号カードの交付が受けられるという仕組みになっております。

住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項に個人番号が追加され、基本 4 情報の氏名、住所、生年月日、性別と、住民票コード等とあわせて住基ネットで取り扱う本人確認情報の一つとして位置づけられました。

個人番号カードへの移行に伴い、現在の住民基本台帳カードの新規発行については平成 2 7 年 1 2 月までとなり、紛失、ふぐあい等による再発行及び交換もできなくなります。なお、有効期限が平成 2 8 年 1 月以降の住基カードについては有効期限まで使用できますが、住基カードは個人番号カードの取得の際に回収し、廃止しますので、両方を持つことはできないということになっております。

次に、1、個人番号カードの概要ですけれども、個人番号カードは、プラスチック製で現在の住基カードと同じ寸法になります。カードのデザイン案を記載しておりますけれども、表面には氏名や住所、生年月日、性別に加えて顔写真が掲載をされます。裏面には個人番号と氏名、生年月日、電子証明書の有効期限、市役所の住所が記載される予定でございます。これらの情報が IC チップに

データとして記録されることとなります。個人番号カードの有効期限は、二十歳以上は発行日から10回目の誕生日まで、二十歳未満は5回目の誕生日までとなっております。

交付手数料は、普及促進のため、国では、初回の申請に限り無料となるよう調整されているところがございます。個人番号カードは公的個人認証アプリケーションが標準装備されることになっております。15歳未満の者または成年被後見人については署名用の電子証明書は実印に相当するため発行されないということになっておりまして、利用者証明用の電子証明書のみ発行となります。

次に、2の通知カードの概要ですが、平成27年10月から住民登録地へ世帯ごとに郵送されます。通知カードは紙製となっております、個人番号、生年月日、性別、氏名、住所が記載され顔写真はついておりません。個人番号カードを取得されるまでの間、このカードで個人番号を確認することになります。

資料はもう5ページのほうに入っておりますけれども、個人番号カードを取得されるまでの間使えるわけですが、個人番号カードを取得した際に、この通知カードについては返納するというふうなこととなっております。

次に、3の個人番号カードの申請方法等ですが、通知カードとともに個人番号カード交付申請書が同封されて送ってまいりますので、カードの交付を希望する方は申請書に顔写真を添えて郵送していくこととなります。

次に、4の個人番号カードの交付（受領）方法等ですが、個人番号カードの交付業務は市町村が行うこととなっているため、本庁市民課及び各支所地域振興課での交付を予定しているところがございます。申請者はカードを受け取る際に一度だけ市町村の窓口へ出向くシステムとなっております。でき上がった個人番号カードを受領する際に、顔写真つきの公的身分証明書等で本人確認をして渡すこととなります。また受領の際には、申請者御自身に暗証番号を入力していただくこととなります。図には、市民が個人番号カードを申請して受領するまでの流れを示してございます。個人番号カードの交付については、下のほうに業務フローがございますけれども、個人番号カードのみ交付される方と、住基カードを所持して個人

番号カードを交付する方とありますので、若干その業務の流れが異なってまいります。交付窓口をどのようにするかなど詳細については今後、さらに検討していきたいというふうを考えております。

個人番号カードの交付に関しましては、まだまだ多くの課題を抱えておりますので、事務処理の効率化を図りつつ、国・県の情報収集や関係課等との早目早目の検討を進め、システム改修への対応それから交付体制の確立を行い、正確・迅速な業務を遂行していきたいというふうを考えております。

以上で個人番号カード等についての説明を終わり、次に歳入について御説明を申し上げます。

予算調書の21ページをお開きください。それぞれの項目について説明いたします。14款2項1目手数料、総務手数料は4,628万3,000円。本庁、支所等の窓口及びコンビニエンスストア等で交付する戸籍謄抄本、住民票等の交付手数料でございます。

15款2項1目国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金3,420万9,000円は、個人番号カード交付事務で、地方公共団体情報システム機構に委任する事務に充てるものでございます。

15款3項1目国庫委託金、戸籍住民基本台帳費委託金17万3,000円は、中長期在留外国人に対する居住地届出等事務委託金でございます。

16款2項1目県補助金、総務管理費補助金69万3,000円は、県消費者行政活性化事業補助金となっております。

16款3項1目県委託金、総務管理費委託金16万6,000円は、地域人権啓発活動活性化事業委託金で、それからその下の戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態事務委託金と公的個人認証事務委託金となっております。

17款1項2目財産運用収入、利子及び配当金5万5,000円は、医療福祉対策基金から生ずる利子収入でございます。

19款1項18目基金繰入金、医療福祉対策基金繰入金4,233万6,000円は、市民健康課が所管する地域医療対策費に充当するため取り崩すものでございます。

21款5項4目雑入1,513万9,000円は、県市町村交通災害共済会費収入が主なものとなっております。

以上で、市民課に関する説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（福田俊一郎） 個人番号制度なんですけれども、本会議の中でもちょっとお尋ねしましたけれども、法定受託事務ですから当然国が財源や責任を持ってやっていただくんですけれども、交付税措置についてはまだ確認ができとらんということでしたが、この自治事務でやっておった住基カードの事務はこれ一切なくなるというふうに思っているんですか。もう全てこの個人番号カード制度に変わってしまうということで認識しておっているのか、そこだけをお聞きしたい。

○市民課長（榊 順一） 住基カードにつきましては、先ほど説明もいたしましたけれども、本年の12月をもって新規発行とかいろんなふぐあいがあったときの取りかえとかそんなのができなくなります。ただ、有効期限が10年間ございますので、その10年間は我々の仕事がまだ残るということになります。

○委員（森永靖子） コンビニで交付するいろんなもので、何かコンビニのところとか住民からのいろんな苦情とかは届いておりませんか。

○市民課長（榊 順一） コンビニからの苦情とか市民からの苦情なんですけれども、特に大きな苦情はないんですけれども、利用者がコンビニに行かれまして利用する際に、例えば途中で通信ができなくなったりとかいうものは、ふぐあいとしては、たまにあるようでございますし、紙詰まりがあったりとか、それから用紙が入ってなかったりする場合もあって。それらについては、コンビニ事業者のほうで対応するというふうになっておりますので、そのようにしていただいているところなんです。そういった苦情等が数件はございます。

○委員（森永靖子） 買い物に立ち寄っておりますら、コンビニのほうも忙しくしておられる中で、高齢者の方が——高齢でもなかったんですけど、取りに来られて。なかなか自分でやり方がわからないということで、コンビニの方を呼ばれて、忙しいながらも走ってこられたんですけど、なんか見てて本当に大変なようで。前のほうにやっぱり、1、何々とか、次は何というふうに、あれに出てくるところを押していけばわかるんでし

ようけど。それがなかなかできない方もいっぱいおられて。やり方、方法などを書いてくださってあれば自分たちでできるんだけどなあという声がありました。そこのお店の中でそれは気づいたんですが。あと、集会をしてる中でそういう話が2件出ました。私もそれを感じて、自分でも本当にそうかなと思って行って取って見たんですが、やっぱりなかなか難しいです。それができようであれば、やり方、進め方を書いていただければ、お店の方も大変でしょうけど、手を煩わせないで済むのかなと思ったりしますけど、どうなんでしょうか。

○市民課長（榊 順一） コンビニ交付での使い方、やり方なんですけど、ちょうどコンビニ交付が始まりましたときには、広報紙のほうに折り込みを入れまして、使い方の解説をした図を入れておりました。それをお持ちであればいいんですけれどもなかなか、もう年数もたってまいりましたので、現在は窓口のほうで新規に住基カードをつくれる方々については、そういったチラシを配布して使えるようにしているところなんですけれども。まだまだ市民の方に利用していただくためには、やっぱり使い勝手をわかっていただいていることになると思いますので、私どもも何らかの形でまたそこについては検討をしていきたいと思っております。また、個人番号カードになりましたも、多分同じようなことをやっていかなきゃいけませんので、番号制度の周知とかという中で再度また検討していきたいと思っております。

○委員（森永靖子） やり方、方法を配布してあるのでということですけども、それをわざわざ持ち込んでそれを見ながら順番にやる人はいないと思っております。何項目もありませんので、前のほうにでも、順番に、次は何々というのをぜひ書いてほしいというのが市民の要望でした。ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

○委員長（永山伸一） 要望であります。願ひします。ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。次に委員外議員からございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで議案第39号に係る審査を一時中止しま

す。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に所管事務調査を行います。当局から説明がありますか。

○市民課長（榊 順一）特にございません。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員からはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦勞さまでした。

ここで休憩します。

再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時56分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次に、市民健康課の審査を行います。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一）先ほど審査を一時審査を中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、市民健康課の当初予算の概要について、御説明させていただきます。

当初予算概要の44ページをお開きいただきたいと思います。市民健康課です。救急医療体制支援事業ということで、今回拡充をいたしております。その拡充した部分につきましては、事業概要の一番下の丸のところでございます。高度医療機器整備補助金ということでございます。これにつ

きましては、市内の2次救急医療機関でございます川内市医師会病院に対しまして、高度医療機器の更新に係る費用の一部を今回補助するという部分でございます。事業費の2分の1を要綱に基づきまして計上させていただいたところでございます。

次に、45ページでございます。45ページの2段目で、中段でございます。甑島地域診療所医療従事者等確保事業、これも拡充でございます。甑島地域におきます医療福祉専門職の確保のため、奨学金を貸与するものでございますが、特に直営の診療所におきましては、慢性的な看護師不足というような状況等がございます。そういうこと等から、今回奨学金を、今まで5万円でしたが、10万円に拡充したいということで、予算に計上させていただいたところでございます。

次に、飛んで48ページをお開きいただきたいと思います。歯科医療体制支援等事業ということで、これも今回拡充した部分でございます。事業概要の一番下の丸でございます。訪問歯科診療機器を購入し、市歯科医師会に貸与し、在宅医療を支援するという部分でございます。

歯科医師会のほうにおきましても、医師会が進めております在宅医療支援センターと同じ事務所内に席を設けまして、一体的な形で在宅医療について取り組むというようなことがございまして、在宅医療を補完するための歯科診療機器を購入し、貸与したいというものでございます。

次に、49ページの下段でございます。子育て支援強化事業。これにつきましても拡充をいたしております。事業概要の一番下、産後ケアでございます。これにつきましては、今まで甑島地域につきましましては、この制度を適用しておりましたが、本土部分を含めます市内全域に拡充しようとするものでございます。

以上が、市民健康課の一般予算会計、当初予算に基づく概要でございますが、特別会計も今回議案として上程いたしております。直営診療施設勘定特別会計におきましては、予算総額が9億5,977万円で、昨年度に比べて51万円程度、増としたところでございます。

以上、市民健康課の概要の説明を終わりますが、予算の詳細につきましては、この後、市民健康課長のほうで説明させていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）では、引き続き補足説明をお願いします。

○市民健康課長（宍野克己）市民健康課でございます。よろしくお願いたします。

まず、予算の歳出について御説明を申し上げます。平成27年度の各会計の予算に関する説明書の80ページから82ページでございますが、別冊の平成27年度予算調書のほうで御説明をいたしますので、126ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、事項は6つございます。

1番目の事項、保健衛生一般管理費でございますが、一般職員の給与費、歯科医療体制の支援等に係る経費でございます。事業費は2億4,013万円をお願いするものでございます。経費の主な内訳でございますが、予防接種健康被害調査委員会委員、11名でございますが、報酬、本庁及び各支所の一般職員33名分の職員給与費、歯科訪問診療機器購入、先ほど部長が御説明申し上げましたものでございます。それと、歯科医院の休日当番事業補助金でございます。

次に、下の段でございますが、事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種法に基づく救済措置に係る経費で、事業費は590万7,000円をお願いしております。経費の主な内容は扶助費の1人分でございます。

次に、127ページをお開きください。事項、診療所管理費の事業費は120万1,000円でございます。川内地域に所在する西方、湯田、久見崎、寄田、高江の5カ所の診療所の管理及び運営に関する経費でございます。主な経費は、管理医への報酬費でございます。

次に、下の段でございます。事項、巡回診療事業費は94万8,000円でございます。県が事業主体として実施していただいている甌島地域での眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の特定診療科への巡回診療に係る経費を措置しており、主な経費としては、医師等の謝金や県への事業負担金でございます。

次に、128ページをお開きください。事項、保健対策推進事業費の内訳でございますが、218万3,000円をお願いしております。内容は、健康づくりの普及、啓発を促進するための協

議会及び適切な食生活を実施するための食生活改善推進員による活動等に係る経費であり、経費の主な内容は、食生活改善推進員の研修等への出会謝金124万3,000円でございます。

次に、下の段、事項、地域医療対策費の事業費は、4億5,587万4,000円をお願いしております。経費の主な内容でございますが、在宅当番医制運営委託など一次救急及び高度医療機器整備補助金、先ほど申しましたものでございます。それと、救急医療施設等運営補助金など救急医療体制の維持、充実を図る施策のほか、甌島地域の医療従事者確保対策としての甌島地域医療従事者等奨学金貸与金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金をお願いしております。

次に、129ページをお開きください。4款1項2目保健センター管理費では、二つの事項がございますが、一番目のすこやかふれあいプラザ管理費の事業費は1,301万3,000円をお願いしております。内容は、すこやかふれあいプラザの維持管理に係る経費でございます。主な内容は、すこやかふれあいプラザ管理人の3人分の報酬、館内清掃業務委託などでございます。

次に、下の段、事項、保健センター管理費の事業費は1,540万8,000円をお願いしております。樋脇、入来、東郷、祁答院、上甌の保健センター及び下甌健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。経費の主な内訳は、樋脇保健センター浄化槽維持管理委託業務などでございます。

次に、130ページをお開きください。4款1項3目保健指導費では三つございますが、事項、保健指導費の事業費882万4,000円をお願いしております。保健事業に係る健康管理システム及び研修並びにいきいき健康さつませんだい計画策定等の経費でございます。経費の主な内訳は、健康管理システム保守管理業務委託、健康管理システム賃借料であります。

次に、下の段、事項、母子保健事業の事業費は、1億3,888万3,000円をお願いしております。3カ月から4カ月児の健康診査を初めとする各種母子保健事業に係る経費でございます。経費の主なものとして、健康診査等医師及び歯科医師への報酬204名分の報酬でございます。それと、妊婦・乳幼児健診業務委託、不妊・不育治療費助

成金等、甌地域妊婦健康診査旅費等助成金、未熟児養育医療費助成事業などでございます。

次に、131ページをお開きください。事項、健康増進事業費は、1億3,546万8,000円をお願いしております。各種がん検診事業に係る経費でございます。経費の主な内容は、行政事務嘱託員1人分の報酬、各種検診業務委託等でございます。

次に、下の段、4款1項4目予防費では、事項、感染症等予防費の事業費が2億5,421万7,000円をお願いしております。麻しんや風しんを初めとする各種感染症の予防対策に係る経費であります。経費の主な内容は、看護師業務嘱託員2名分の報酬、麻しん・風しん混合ワクチン、ポリオ等のワクチンの購入、麻しん・風しん混合予防接種等、成人用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン定期予防接種等委託、それから風しん等のワクチン接種等補助金が主なものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入についてでございますが、同じく予算調書の26ページをお開きください。13款2項2目衛生費負担金、予算額125万円でございますが、未熟児養育医療負担金で、受益者負担でございます。

次に、14款1項3目衛生使用料、予算額63万8,000円は、すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの施設使用料並びに電柱・自動販売機等の行政財産使用料でございます。

次に、15款2項3目衛生費補助金、予算額1,014万5,000円でございますが、これは母子保健衛生費等補助金及び乳がん・子宮がん及び大腸がんの検診に係る疾病予防対策事業費等の補助金でございます。

次に、16款1項2目衛生費負担金、予算額340万でございますが、これは未熟児養育医療費に係る県の負担金でございます。

次に、16款2項3目衛生費補助金、予算額1,270万6,000円でございます。これは、離島地域不妊治療支援事業費補助金、予防接種健康被害調査委員会補助金、予防接種事故救済補助金、糖尿病や高血圧等の健康教育、骨粗しょう症・肝炎ウイルス・歯周疾患等の健康診査などに対する健康増進事業費補助金、共同利用型病院運営事業補助金などでございます。

次に、16款3項3目衛生費委託金、予算額20万2,000円ですが、県からの権限移譲されております理学療法士等の免許申請事務に係る県委託金でございます。

次に、17款1項1目土地建物貸付収入、予算額1万4,000円でございますが、自動販売機に伴う賃家料でございます。

次に、21款3項1目貸付金元利収入、予算額33万2,000円でございますが、医療福祉従事者奨学資金貸付金に係る元利収入でございます。

21款5項4目雑入、予算額7万円（本ページの発言で訂正済み）であります。これはコピー代実費収入、私用電話料、樋脇保健センターなどの光熱水費等実費収入、それからすこやかふれあいプラザの電気・水道料の実費収入でございます。

次に、債務負担行為についてでございますので、恐れ入りますが、各会計予算書の予算に関する説明書の8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為、下から3番目、甌島地域医療従事者等奨学資金貸与事業は、看護師等の2名分の平成30年度までの債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

今までは、これにつきましては医師と看護師1名ずつでございましたが、今回は看護師2名ということで、金額も一月5万円から10万円というふうにし増額しまして、魅力あるものにしたということでございまして、720万円でございます。

先ほど雑入で7,000円と申し上げましたが、7万円に修正方、よろしく申し上げます。（本ページで訂正済み）

以上で、市民健康課に係る一般会計歳入歳出予算の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）救急医療体制支援事業についてお尋ねしますが、今年度の平成27年度の予算については拡充ということで、高度医療機器整備補助金を2分の1にいたしますということでした。

その前に、この事業において、平成27年度の患者数はどれぐらい積算をしておられるのかとい

うことと。あと川内医師会を初め八つの病院等に出している分と、薩摩郡医師会に出している分、案分額をちょっとお示しいただければと思います。

**○市民健康課長（宍野克己）** 高度医療機器に関するものが出ておりますが、患者数については、その中で記載がございませんので……。それと、あと薩摩郡の医師会との案分の額と言われたと思うんですが、この高度医療機器については、川内市の医師会市民病院に、いわば補助金としてするものでございますので、薩摩郡の医師会に対する案分というのは、これについてはございません。

ただし、従来の薩摩郡医師会への補助金というのは790万ぐらい、今現在も、昨年からことしも、変わらず出しております。

**○委員（福田俊一郎）** ちょっと私の質問の仕方が悪かったようです。救急医療体制支援事業で、まず病院群輪番制の病院運営事業のことだったんですけども——川内地区とさつま町の額はどれぐらいかということをお尋ねします。

今、課長が言われたように、この高度医療機器整備補助金については2分の1を川内市医師会病院ということですが、これを実際病院群で形成しているほかに、七つの病院がありますけれども、そういった病院も今後その補助金の2分の1対象になるのかどうか。いや、そうじゃなくて医師会だけですということなのかどうかの2点をお尋ねするのと。ついでに、さっき言ったのは、この病院群輪番制の年間の患者数が大体1万6,000人ぐらいだと思いますけれども、それはまたふえていくというふうに見込んでの予算を計上してるのかということでした。

**○市民健康課長（宍野克己）** 失礼しました。病院群の輪番制につきまして、川内市医師会につきましては、2,400万ほどでございます。

それと、薩摩郡の医師会につきましては、共同利用型ということで620万ほどでございます。

あと、それから、この輪番群の中のほかの病院にもこれの対象に今後なるのかという御質問につきましては、あと一つ、済生会の川内病院と、その川内の医師会病院との2カ所でございます。

川内の医師会病院につきましては、平成20年度に申請がございまして、当時金額が大きくて年度内に執行できないということで、平成20年度、平成21年度にわたりまして、血管造影装置を当

時3,750万支出をしております。

あと、済生会川内病院につきましては、平成23年度にCT装置の更新ということで、同じく3,750万ということでございまして、川内市の医師会立市民病院におきましては、平成21年度からすれば約6年ぶりというような形でございます。

それと、患者数については今ちょっと調べておりますので後もってまたよろしく申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** 後ほどでよろしいですか。ほかにもございませんか。

**○委員（森永靖子）** 産後ケアが甌島だけで、今までだったということで、今回から本土のほうもっていいことだと思うんですが、甌島のケアは何件くらい実績あったんでしょうか。

それともう一件、48ページが一番下の新規推進員養成講座が年3回実施するというの——これちょっとどうですか。年3回養成講座をしていただけますか。ここがちょっとどうなのか——予算概要の48ページが一番下、養成講座をことし1回甌島と本土でしていただくということで、1回かと思ってましたら、年3回していただくほど非常にうれしいことですが、3回していただくほどの予算を組んでありますか。

**○委員長（永山伸一）** 2点、いいですか。

**○委員（森永靖子）** 1回だと思うけど。

**○市民健康課長（宍野克己）** 産後ケアの甌島の実績ということでございますが、過去に1件あっただけということでございます。

それと、48ページの下養成講座の年3回というのは、グループ長に答弁させます。

**○主幹兼健康増進第2グループ長（常盤美幸）** 済みません。今ほどの産後ケアについては、薩摩川内市になってからは0件になります。下甌島の時代に1件あったんですが、薩摩川内市の事業としては産後ケアは実績はなしになります。

そして、済みません。ちょっと記載の仕方がわかりにくかったと思いますが、食生活改善推進員の定例の研修会が年3回ということで、養成講座は2カ所で行うということになります。

**○委員長（永山伸一）** 予算概要書に新規推進員養成講座年3回って書いてあるから、3回ですかという御意見ですんで、そこら辺を。違うのであれば違うで。どうですか。

○主幹兼健康増進第2グループ長（常盤美幸） 済みません。書き方が。訂正をしたいと思えます。

研修会が年3回で、新規の養成講座は2カ所で13回の講座を2回します。新規の養成講座。大変申しわけありません。

○委員（森永靖子） 年1回して下さって、島と本土で2回ということですよ。年1回して下さることの2回、2カ所ということですよ。ちょっとうれしかったんですが。

それと、この産後ケアは、せっかく妊娠されて、ちょっと悲しいことに赤ちゃんとして生まれてこなかった人たちのケアかなって。違うんですか。

○市民健康課長（宍野克己） まず、産後ケアにつきましては、背景を申し上げますと、核家族化などによりまして、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきているということから、妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担を軽減するというを目的として、今まであった甌島地域を全土に今広げようということ考えております。

今、お手元にお配りしている市民福祉委員会資料がございますので、そこでちょっと御説明させていただければと思うんですが。委員会資料の24ページでございます。ここに、産後ケアの事業ということで書いてございます。

目的としては、出産後の一定期間、保健指導を必要とする父母に対して、宿泊による母体の保護や保健指導等のサービスを提供することにより子どもを産み育てやすい体制を整備したいということございまして、内容というのは、2番目に書いてございますが、産後の一定期間——7日もしくは延長して14日と考えておりますが、宿泊による保健指導を助産院への入所により実施し、利用料の一部を助成したいというようなことで、対象者、それから事業の実施施設ということで、ここに、ア、鹿児島助産院と、イ、さんSUN助産院を2カ所書いてございます。この資料をつくる時点におきましては、この2カ所に問い合わせをして、契約ができる見込みで2カ所書いてございましたが、調べたところによりますと、ほかに鹿児島市では3カ所、それから日置に1カ所あるということで、追加になる予定でございます。

利用料につきましても、1日1万9,440円。

これ、消費税込みということでございますが、これの基本額の大体2分の1というふうに考えてございます。当然、生活保護の受給世帯、それから市民税の非課税世帯等については、またその個人負担の割合を少し軽減しようというふうに考えてございます。それと、あわせて一子以上複数生まれた場合、一子を除く新生児に加算額も考えているというようなことでございます。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

○委員（中島由美子） 産後ケアについては、ほかにもあるということで調べていただいて、そのあたりもきちっと入れて下さるとありがたいなと。薩摩川内市の方が結構使っていると。私も1カ所だけちょっと見せてもらったんですけど、使っておられる方があるということで。結構料金は高いですから、なかなか厳しいものがあるんでしょうけど、よろしくお願ひしたいと思います。なかなか実家に帰れないような事情があったりして、産後どうしていいかわからないという方がやっぱり使われるようですので、よろしくお願ひします。

ちょっと話が違って——産前産後のケアについて。薩摩川内市は、こんにち赤ちゃん事業やいろいろ含めて、鬱の関係とかも一生懸命されてますから、それらを全て含めたら、いろいろきちっとできてるのかなと思うんですが。今、日本版ネウボラって言って、相談体制をきちっとやりましょうというような動きがあるんですけど、そのあたりの考え方はあるのかなのか、それを1点お聞かせください。

○市民健康課長（宍野克己） この件については、グループ長に答弁させます。

○主幹兼健康増進第2グループ長（常盤美幸） 今も前段でお話があったように、母子保健事業については、母子保健体制は市の母子相談事業関係機関による要支援者、支援が必要な母子の連絡体制も取れておりまして、この産後ケア事業、国が示している中に母子相談支援事業っていうのがあるんですけども、今現在行っている事業をより充実させるというふうに考えております。平成27年度から、毎週行っている母子相談事業に、隔週で助産師を配置すると。また、幼稚園・保育園、それから子育て支援センター、病院のほうとも、より協力体制を強めていくというような形で考えております。

以上です。

○委員（中島由美子）きちっとできているのかなと思うんで、それでいいと思うんですが。何せこの1カ所に——何度か質問もさせていただいたと思うんですが——ここに来れば、子どものこと、自分のことが相談できるというような、そのような体制をとっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

あともう一つですが、不妊治療・不育治療というところで助成があるんですけど、何か不育症の見分け方っていうのが大変難しいと聞いているんですが。それと何か不育症に対して全てが助成にならないんだっていう話もちよっと聞いたことがあるんですけども。そこあたりは何か薩摩川内市として捉えているものがあるのかどうか、お聞かせください。

○市民健康課長（宍野克己）不育につきましては、後もってグループ長に詳細をお願いしますが。一般的な不妊の現状につきましては、平成25年度で言いますと、全体で、一人当たりでございますが、これが28万円ほどになっております。実際20代、30代、40代の中身を見ますと、やはり40代のほうが、かなり個人の負担というか、金額が60万円ほどになっております。このうちの約3分の1を助成してるという状況でございます。

薩摩川内市におきましては、体外受精、顕微授精、人工授精、タイミング療法、排卵誘発療法、不育治療というふうなことで、ほかの市と比べましても、かなりの部分を対応として見てるといふふうに考えております。

○委員長（永山伸一）グループ長のほうでありますか。

○主幹兼健康企画グループ長（越路美保子）不育治療については、薩摩川内市は一年度で10万円を限度に、1妊娠出産につき連続5年間助成をしているという制度がありまして、今年度1名、2年ぐらい前に1名1件、申請のほうはありました。

御質問があられた不育の診断ですか、それについては、ちょっと勉強不足もあって答えられないんですけども。済みません。

○委員長（永山伸一）診断については、答弁できないそうです。

○委員（中島由美子）不育治療が受けられる、この助成が受けられるのがヘパリン注射という、そのヘパリンを使う治療は助成があるというふうに、たしかになったんですね。それ以外の、やっぱり流産をしやすい方っていうのが、なかなか不育症と認定をされなくて、この助成を受けられないんだっていう声がちょっとあったんですけど。そのあたりの捉え方は、やっぱりお医者さんの診断っていうものが必要なんで、何か難しいんだなって、申しわけないですっていう答えしか私もできなかったもんですから。何か幅広く——やっぱり流産を繰り返すということは不育症じゃないのかと思うんですけど。そこあたりの診断の仕方というのは、お医者さんなので、何と云いようもないんですけど、そういう陰で苦しい思いをされている方がいらっしゃるんだというのを、またちょっと捉えていてくださればと思います。

この件は、ちょっと難しいと思いますので、またいろいろ考えてみてください。要望です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

ちょっと待ってください。先ほど患者数のことがあったんですが、それはいいですか。

○市民健康課長（宍野克己）失礼します。患者数につきましては、平成25年度で8医療機関の合計が1万6,594人ということで、これが今後伸びていくかどうかというのはわかりませんが、今までの過去の状況から見ますと、横ばいの感じだということでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）福田委員のほう、それでよろしかったですか。

○委員（福田俊一郎）はい。

○委員（上野一誠）ちょっと医療体制の充実ということで、全面にくるんですけど。国の制度もいろいろ変わったりして、いろいろ職員の皆さんも対応も大変かと、全般にわたってあると思うんですが。特別会計を含めてです。

ただ、ちょっとここでお尋ねをしたいのは、医療現場の声をどのように市政に反映するかという捉え方から言えば、医師会とのいろんな懇親とか三者医療会議とか、いろいろあります。そういう中で、声も上がってこられてるんですが。今回、医療専門職という確保。奨学金というのを鹿島で5万から10万にするという一つの育成事業とい

う形ですが。医療現場の中で、今大きな問題は、やはりこういう看護師の不足、医師の不足というのが大きく問われていて、いわば、もう場所によっては、診療科目もなくせんにやいかん、あるいは産婦人科の、産科の関係というものが非常に大きな形だと思うんです。

そうした中で、先般、医師会立の看護専門学校の卒業式がありまして行ったんですが、その看護師の専門学校を出る子たちは、大方地元に残ってくれるわけです。一つのそういう中で——だから、やはりそうするとき、純大がありますけど、純大は大方、失礼けども、なかなか地元に残らない。そうしたときに、やっぱり医師というのは大方、3分の2といますので。要するに、なぜ医師がこっちに来ないかというのは、先生方に聞くと、市内のほうに大きな病院ができるがゆえに、なかなかやっぱりこっちのほうにも医師を派遣していただけない。そういうのも大きなかわりがあると。だから、市内に大きいのができればできるほど、医師確保は難しくなるという要因もあるんだと。

そうしたときに、今の看護師の確保というのは、果たして今の専門学校の状況というのが、生徒もだんだん減りつつあるように聞くんですが、こういう中でどういう形で看護師を育成するか、環境をつくるかということも大事だと思うんです。

だから、今鹿島の今回5万から10万という形をとられたけども、総合的にこういう医師会立のそういうものがあるという中で、今の専門学校の生徒数の状況を見極めた中で、今後ここらをどういうふうに課題を含めて御認識なのか。あるいはどういうふうに行っていくようなお考えを持ってらっしゃるか。育成、確保の部分で。それをちょっと聞かせてくれませんか。

○委員長（永山伸一）政策面ですね。

○市民福祉部長（春田修一）私も市民福祉部に来まして2年たつんですが、初年度から、やっぱり医師不足、看護師不足という部分は、非常に医師会の中でも、ひしひしと感じております。

昨年開催されました、県の医師会が地元の医師会と語る会がございました。その中でも助産師も含めましたスタッフ不足というのが非常に大きく捉えられているところでございました。

今後、どう考えるかということですが、先ほど

委員おっしゃいましたように、川内看護専門学校を出られた方については、約8割の方が地元就職していただいております。ただ一方、准看護師のほうにつきましては、定数を超える状態が続いているわけですが、その上の正看の部分につきますと、40名定員に対して20名前後でずっと平成16年度から推移しているということで、経営的にも非常に苦しいということで。実は医師会のほうが、これをレギュラー化と申しますか、全部高校を卒業して正看のほうに行けるような、そういう学校にもしたいというようなこと等で今総会の中で決定をされて、今後取り組まれると聞いております。その中で、私どもも市内への看護師の確保という部分については考えていきたいというふうに現時点では思っている。

ただ、実際今の時点では、そういう決議をされて、今後3年ぐらいかけて移行される予定でございますので、その間にどうあるべきか、市としてどこまで対応すべきなのかということも考えていかなければいけない。ただ、リクエストとしては、医師会のほうからは、そういうつなぎとめるための方策を医師会、済生会、そして市と一体となつてできないかと。そういう検討はできないかというようなリクエストはいただいておりますので、市としても、それらをどういう対応ができるのかというのを、今後検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（上野一誠）今、済生会と医師会含めて——いろいろこっちの医師会ができた背景もいろいろあるんですが——やっぱりそういうものが本来一つのくくりの中で動いていくと、まだまだいいんでしょうけど、現時点ではいろいろ内容があるけど、今部長が言ったように、薩摩川内市の一つの医療体制というくくりからいうと、本当に大事な部分なので。ぜひ一つ医師会あたりとも連携を図って、よりよい体制をとっていただきますように。前向きな体制をとっていただきますように、また検討やらを含めていろいろ議論して深めてほしいということを一応、意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。よろしく願います。

○委員（森永靖子）一般質問の中で——野菜

350グラムにこだわるようですが、市長の答弁の中で気になる一言がありました。350グラム食べてますっていう宣言都市にしたいって市長は思うんだが、主管課の反対があり — 反対と言われなかった — 主管課の何とかがありっていうふうに、議場で。しかも市長の言葉でしたので。主管課は、どこですか。この野菜350グラムに対して反対してるという主管課は、どこなんですか。教えてください。

**○市民健康課長（宍野克己）** 食生活に関する主管課は、市民健康課でございます。

都市宣言のその反対をしてる課はどこかというお問い合わせなんですが、反対をしたつもりはないんですけど、先ほど言ったとおり食生活に関するところは、うちでございますので、うちかなというふうに思っています。

**○市民福祉部長（春田修一）** 野菜350グラムにつきましては、私どもことしから、委員の提案もございまして、市長のほうも野菜350グラム摂取運動を進めようということで、ことしから予算をつけて取り組んでいるところでございます。

そのような状況の中で、今後の課題としては、市長がおっしゃいます都市宣言というの、十分視野に入れていながら考えていかないとけないというふうに考えておりますが、現時点では、ことし始まった部分を、委員からも御質問ございましたように、いかに市民の中に浸透させていけるかという部分をまず考えながら、その一つとして宣言都市という部分も検討しつつ、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

**○委員（森永靖子）** 野菜、野菜と言うけど、その野菜が何やとよってよく言われました。でも、議員の同僚の仲間たちからは、その一言によって野菜を食べるようになったっていうのも聞きますので。その野菜が今後の医療費にどうしていくかっていうことなども、十分説明しながらやっていただけたらと思うんですが。30万円いただいた中で、いろいろつくったりされた分で、今度はその予算がどこから来て、これを推進していきけるのかと思うんですが。

きのう、地産地消推進会議がありまして、その中でお願いしたんですが、食育の19日に毎月まちの大型店舗に立って、いろいろ試食をつくって、こういう野菜でこんな食べるとうどうですかって

いう説明しながら、野菜をいっぱい店頭に並べて、350グラムっていうけど、どのぐらいの量だとわかりますかって、来られた人たちに野菜を手で握ってもらったりはかってもらったりしてると、この頃はもう350グラムぴったりっていう人がたくさん出てきてるんです。だから、その中で、はかったしこくさいって言って、袋広げたりされるんです。だめですとも言えないし、やってるうちに自分たちがはかろうと思う品物がなくなってしまうので。そこで、きのう提案したのは、350グラムぴったりの人とか近い人には、野菜を。花、花、花いっぱいばかり言わないで、野菜いっぱいもたまには言ってくださいって。下のほうには、野菜の鉢1本でもいいので。今どき食べても食べても、摘んでも摘んでも出てきますよっていうような野菜の鉢を置いていて、ぴったりでしたって言うと、これを育ててくださいっていうぐらいの、何かできませんかっていうふうにお願ひしたら、何とかできそうというような話でした。

ですから、主管課はここであっても、ほかのところと提携しながら、そういうことをやってもらえたら、少しは野菜の名前も覚えるし、いろんな形でできるのかなと思いましたので。本年度これを進めて、またさらに進めていかれるのであれば、野菜鉢も。花鉢も大事でしょうけど、そういうほうも進めていってほしいというふうに要望をしたいと思います。お願いします。

**○委員長（永山伸一）** 意見・要望であります。何かありますか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 非常に、委員には御協力をいただいて、また推進をしていただいて、本当に感謝しているところでございます。

今、御指摘ございましたように、食育の関連もございまして、農政課とか、そういう農政部とも連携しながら、どういうふうにやるべきかということも含めまして、また検討してまいりたいというふうに思っております。

野菜は、私も妻が野菜をとれ野菜をとれって。まず一番最初に野菜をとれと。キャベツを山盛りにして出すので、御飯の量が減ったりするというような状況等もあります。ちょっと体調がよくなったのかなと思っておりますので、今後も健康づくりのために進めてまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

○委員（橋口博文）上野委員のほうからは、看護師の件について出たわけですけども、私は医者から、議会で言うときゃよかのにということも言われましたので。

実は今、川内に肝臓の専門の先生がおいやらんたってな。肝臓に詳しい先生が。どうしても、それを議会のほうでも言って、いけんか市のほうからも、肝臓の専門の先生が来てもらうことを、はんたちはせんにゃいかんがということ言われましたけれども。今は、済生会に週に何回か来てもらうて、鹿児島から来てもらって。そうじゃなくて、川内にもずっとおってもらって、その先生はお願いをせにゃいかんがということ言われましたけれども。

○委員長（永山伸一）肝臓専門医をついていうことですけど。何か答弁ありますか。

○市民健康課長（宍野克己）確かに、済生会の川内病院が、今いる肝臓の専門医が引き上げるといことで、ちょっとお困りになるといことで、我々も一緒に、市も一緒に行って相談してくれといようなことで、副市長と一緒に出向いて相談に行ったところでございます。

今、橋口委員からあった件につきましては、また済生会のほうにお伝えをしておきたいと思ます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（橋口博文）その肝臓の先生、臓器で一番肝心なことだと思いますので、ぜひやっぱりそういう先生が来ていただくような努力をしていただきたいと思ます。

○委員長（永山伸一）要望であります。

○市民福祉部長（春田修一）実は、鹿児島大学が全市町村と全医師会を呼んで、一緒になって意見交換会をしたところでございます。その中で、先ほど上野委員からもございましたように、専門医あるいは周産期にかかわる産婦人科、そういう部分の専門医と申しますか、そういう部分がかなりどこも疲弊してると。少なくなってきたり。かつ、鹿児島大学病院のほうも、それだけ派遣するだけの余裕もないといような意見が出てまして。それぞれの思いを、首長も集まっている

意見交換を、事例発表も含めて意見交換をしたところですよ。

委員おっしゃいます部分について、私どもも十分感じておりますので、今後済生会とか医師会とか一緒になりながら、鹿児島大学さんのほうにもいろいろお願いをしたりしていきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止します。

---

△議案第50号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第50号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題とします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長（宍野克己）それでは、議案第50号平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算につきまして、御説明いたします。

今回は、従来の予算調書ではなく、市民福祉委員会資料で説明させていただきますので、市民福祉委員会資料の18ページをお開きいただきたいと思ます。

表の下の歳出から説明をいたします。歳出の一番上、総務費は、診療所の管理運営に関する経費で、一般職37名及び嘱託員36名、その他臨時職員などの人件費や施設の維持補修費、医師の資質向上のための研修費用などでございます。平成27年度は、6億992万3,000円で、前年度比は713万7,000円の増額となっております。うち、人件費は5億880万9,000円で歳出合計の53%を占めております。

増額の主な要因は、下甌手打診療所の瀬戸上医師が、任期付職員の採用等に関する条例により、平成27年度限りで5年間の任期満了となること

から、後任の医師について、平成27年度に事務引き継ぎ期間として、医師一人6カ月の委託料900万円を計上したことによるものでございます。

次に、医業費でございます。これは、医療機器の更新費用や検査業務等の委託費用及び医薬品の購入、入院患者の給食費用などでございます。平成27年度は、3億3,553万4,000円で、前年度比較では340万7,000円の減額となっております。前年度に比べて減額の主な要因は、臨床検査や廃棄物処理の委託料など、医療用消耗機材費が292万8,000円に増額となったものの、各診療所に導入予定の医療用機械、器具費が635万円、医薬材料費が115万2,000円と減額したことでございます。

次に、公債費でございます。これは、借入金の償還のための費用でございます。平成27年度は1,131万3,000円で、前年度比較では322万円の減額となっております。

次の予備費でございますが、緊急的な対応のための費用で、前年度と同額の300万円を措置しております。

歳出の合計は、9億5,977万円となっております。

次に、歳入であります。表の上側になります。主なものを説明いたします。まず、診療収入は5億6,052万6,000円を見込んでおり、前年度比較では、382万7,000円の増額となっております。

次に、5行目の繰入金ですが、3億8,846万9,000円で、前年度比較では410万9,000円の減額となっております。内訳としましては、国保事業からの繰入金が3,719万1,000円で、165万6,000円の減額、一般会計からの繰入金が3億5,027万8,000円で、245万3,000円の減額となっております。

平成27年度の予算規模は9億5,977万円、前年度比較では51万円の増額となっております。

次に、平成27年度の主な事業について説明を申し上げます。18ページの下の方からでございますが、甌島の診療所において、医師及び看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっておりますが、資料の①から②のとおり、臨時医師や

代診医を確保する経費を1,418万円、また、あけていただきまして、③は長浜診療所及び手打診療所の診療業務を支援する経費として840万円を計上しております。

また、関連事業として、参考にありますように、一般会計において、甌島地域における医療福祉専門職を確保するため、医療従事者の資格取得を目指す学生に奨学金を貸与する事業を、先ほど説明したとおりで措置しております。

別冊の予算調書におきましては、歳入が324ページから331ページにかけて、歳出が332ページから336ページにかけて、事項の内容を記載してございますので、お目通しをいただければと思います。

事業概要については、別冊の当初予算概要45ページの下段に、鹿島診療所医師確保事業から47ページの上段の診療業務支援事業に掲載してございますので、御参照願います。

なお、市民福祉委員会資料の別冊3の6ページに予算費目の解説も記載してございますので、あわせて御参照願います。

以上で、平成27年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

~~~~~

午後2時4分休憩

~~~~~

午後2時5分開議

~~~~~

[紹介議員着席]

○委員長（永山伸一） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△請願第1号 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書

○委員長（永山伸一） 次に、請願第1号受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書を議題とします。

請願文書表につきましては、事前配付してありましたので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、井上議員のほうに説明を求めます。

○議員（井上勝博） ありがとうございます。

請願者の涉秀憲さんは、日置市に在住の方で、ときどき私のほうに電話をいただきまして、いろんな問題で助言をいただいたり励ましていただいたりという方で。今回の場合は、特にこの陳情を県内の自治体に出したいので協力してくれという話で。それで、日置の在住ですので、紹介議員になってくれというお話だったものですから、会いに行きまして、お話を伺いました。

涉さん自身は、障害をお持ちの方で、昔、脳梗塞で、今体が不自由な方です。脳梗塞をしてから、やっぱりたばこをその時までは吸ってたんですが、やめて自分の健康を重視して生活をされていってるわけですが。たばこをやめると、他人のたばこの煙が気になってくるということなんです。

私も十数年前までは喫煙をしておりまして、今はもう一切吸わないわけですが、やはりやめてしまうと、たばこの煙というのはよくわかるんです。自分の車を他人に貸した場合に、その人がたばこを一服でも吸ったらすぐわかるわけ。たばこを吸っている人たちは、その辺がよくわからないわけです。このことによって、やっぱり不快な思いをするという方も多いわけですが、それは単なる不快であるというだけではなくて、たばこを吸わない人たちの健康も害しているという問題がやっぱりあるわけで。公共施設については、

かなりもう禁煙が徹底されてきているわけですし、また空港とかバスの中とか電車の中とか、そういうのは一切できないということで、かなり進んではきている。

ただ、涉さんが言われるには、やっぱり飲食店になると、どうしてもお客さんの中で吸われる方が来れば、断るわけにいかないというような事情もあって、いまだにやはり分煙とか、それから禁煙とかっていうところまでするところは非常に珍しくて、飲食店に行くと、ほとんどたばこは禁じられていない状態であると。

請願にもありますように、健康増進法というのが平成15年にできて、第25条に「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」というふうになっているにもかかわらず、なかなかそれが進行していないという問題があるということです。ぜひ鹿児島県、また鹿児島県にある自治体は全てその問題について改めて考えていただきたいということで、この請願が出されたという次第です。

実際、そういう条例をつくっているところも幾つかあるようですけれども、ちょっと調べたんですけれども、きょうちょっと紹介できませんけれども、そういう自治体も生まれております。いろいろな議論がされているようです。東京都では、やろうと思ったけどできなかったという問題もあって、難しい問題ではあるわけです。飲食店にしてみれば、かなりの、分煙をするということ自体が、喫煙するお客さんが遠のいてしまうというような問題も出てくるということなどもありますから。だけど、これを、ただ、じゃあしょうがないということでおさめておくには、時代の流れに逆行すると。

最近では、たばこの中に含まれるポロニウムという物質がありまして、これは放射性物質らしくて、たばこ1日1箱半喫煙する人のポロニウムによる放射線被ばく量が年間80ミリシーベルトに及ぶことも明らかになったということも、最近のニュースで流れておりまして。やはりこれは吸われる方は自分の責任であるかもしれないけれども、

受動喫煙をされる方についていえば、全くこれは大変なことになるわけで。受動喫煙を禁止する流れをさらに大きくしていく、そういうことを何らかの手だてをとられるように、市民福祉委員会の皆さんには、ぜひお考えいただきたいということで、私も紹介議員になりました。

以上です。

○委員長（永山伸一） 井上議員、ありがとうございます。

では、ここから当局から本請願についての補足説明がありましたら、お願いします。

○市民健康課長（穴野克己） 補足と申しますか、今この請願に対する、下の記以下の4項目につきましての現状につきまして、少し御説明申し上げたいと思います。

一番上の、「市は、県や保健所と連携しつつ、傘下の全ての施設について、法第25条に関する説明・啓発を強力に推し進めること」とあります。これにつきましては、健康かごしま21、県の事業でございますが、県民の健康づくりの推進のために、疾病予防の重点項目の一つとして、今現在COPD、慢性閉塞性肺疾患の認知度の向上、それから禁煙の推進、受動喫煙の防止として県としては取り組んでおります。

それと、あわせて市では肺がん検診・特定健康指導時の禁煙指導で、禁煙パイポの配付や、禁煙週間、世界禁煙デーに合わせた広報に努めているところでございます。

あわせて、「措置状況の実態調査を行うこと」となっておりますが、この件につきましては、県のほうが、平成15年度から、県内の市町村、関係施設、団体等の受動喫煙防止対策の取り組み状況を独自に把握する受動喫煙防止対策実施状況調査を行っています。あわせて、平成26年3月から、たばこの煙のないお店の登録制度というのができまして、推進を図っています。今現在、県内で188登録されているようで、鹿児島市が、うち127で67.6%を占めており、川薩では1店舗の登録となっております。中身は、さつま町ということでございます。

それから2番目の項目の、「市は、市民に対して、適宜、法の趣旨の周知徹底に努めること」というようなことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、「労働安全衛生法に基

づく助成金の制度があることも併せて周知をされたい」ということにつきましては、県のホームページ、それから厚生労働省のホームページ等で掲載しております。市としてはこの件については、市のホームページに今現状では載せておりませんので、この辺については、掲載の検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、「法の円滑な実施のための準備期間や手法、助言内容、実態調査などを定めた条例の制定を」ということでございますが、県下で——先ほど井上議員から言われましたが、全国的には何か所かあるんでしょうが、私どもが今把握している県内の状況でいいますと、ないということでございます。

ただ、公共の場所における歩行中の喫煙をしないように努めなければならないという規定を盛り込んだ条例を制定している市町村が県内で4市町ありまして、本市も環境美化推進条例の中でうたっているということでございます。

それから、「措置がなされていない施設には、速やかに実施されるよう勧告すること」ということになっておりますが、健康増進法においては、措置がされていない施設に勧告をするという規定がないことから、なかなか難しいところだということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（永山伸一） それでは、紹介議員への質疑も含めて、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 受動喫煙に関する条例を制定しているところは県内で4市町ということで、本市もその中に——環境美化条例の中で——4市町に含まれてるというふうに認識しているのかどうか、まずこれをお聞きしましょう。うなずいてはおられるんで、ちょっと部長、もう一回。

○市民福祉部長（春田修一） 環境美化ということで、路上とか、そういう公園とかでポイ捨てをしてはならないというのを、環境課が所管しております環境美化推進条例の中でうたっているというような状況でございまして。今回の請願で上がっております条例等を制定しているところは、県内はないということでございます。

あと、私もちょっとホームページの話で申しわけないんですが、検索をしてみますと、一番最初

に全国でつくったのは神奈川県でございまして、その後兵庫県の平成25年の4月から施行ということをしているようでございます。

市町村におきましては、千葉県の流山市が条例を出すということで、全国で初めての市町村ということだったんですが、先ほど紹介議員のほうからもございましたように、いろんな状況等があって、賛成多数という形で否決をされたというような記事等がありまして。全国では、市町村で条例を制定しているところはないというふうに、現時点では把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎） 記以下4項目ほどありまして、先ほど課長のほうからも措置をしないところについては全く勧告はできないといった話とかあるわけですが、基本的には受動喫煙というのは、できるだけやっぱり避けていったほうがいいという、これ、趣旨については賛成をするものでありますけれども。この健康増進法によっては、これは努力義務規定にもなっているようでありまして。この記の4項目の中を見ますと、少し何というんですか、努力規定を超えた部分のニュアンスもあるようで。皆さんの意見を聞きながら判断したいと思うところです。

○委員長（永山伸一） ほかに御意見ございませんか。

○委員（森永靖子） まだ、本市が合併しないときに、森市長のときに、このことで一般質問したことがありました。森市長がおっしゃったのには、私は吸わないから、本当は庁舎内をというふうに考えてはいるんですけども、先ほどの話じゃないですが、部長たちが何人も吸う者がいて——これは、あれですけど。言われたのを思い出しました。

それで、市長の言われたのに、分煙っていう形にしたらっていうふうに協議したところだったということで。一時そのようなふうになって、このとおりどこか部屋を決めて、何かカーテンをして、そこで吸うように。1カ所になってしまったんですけども。また、市長がおっしゃるのに、そのカーテンも、全体をおろさないで、吸うところの、ある一点だけをカーテンをってしまったっていうのがあって。それが一段階。だんだん一つの部屋にっていうのがあったりする中で、今庁内は、あるところで、いろんなところで吸われる。その状

態まで庁内ではなってるのかなっていうふうに私の認識の中ではあるんですが。

このことで、県庁の健康増進課に私も確かめてみました。県内どういふところがあるのかと思って。といいますのは、私たちの食生活改善推進員がそこに事務局があって、平成26年度は2,400人が1人10枚、たばこのことでチラシを配って回って。やめましょうっていう話をして回る中で、食生活改善推進員は嫌な目にばかりあって。おはんたちに言われるあれはないって。自分の健康のことだから言われて嫌な目にあって、平成27年度はこういうチラシは配りたくないっていうのが本音で。そういう状況にある中で、まだ県もそのような取り決めもしてない状況にあるし、各市町村、市町の中でそういうところまでまだ入り込んでるところは、紹介議員のほうで何件かあるって言われましたけど、そうたくさんはないっていうことの状況をちょっと伺ってきました。

ですから、いろいろ意見がある中で、この涉さんは私も知り合いなので、よく存じ上げて、きちんとしてくれて言われてたんですけども。時期的に、初めてこのことが私たち薩摩川内市に出てきて、こういう紹介議員があって請願が出てきたわけですから。とりあえず意見をたくさん聞く中で、まちの商店街が本当に今いろんな形で寂れていく中で、飲食店街で今、たばこを吸う人は入らないでくださいとか、たばこは吸わないでくださいと言うと、本当にまちの飲食店がちょっとどうかなって思ったり、健康の面やいろいろ考えるんですが。たくさん意見を、きょうは言わせてもらって、紹介議員も聞いてもらって。私としては、最初からどうっていうわけにもいきませんので、このことは少し時期的にもどうかと思いますので、今回は一応お話を聞きたいというふうに思っています。

○委員長（永山伸一） ほかに御意見ございませんか。

○委員（森満 晃） 私も以前はたばこを吸うておりました。もうやめて15年ぐらいになります。確かに、今にはおいが敏感になります。また、私は仕事柄たばこも取り扱っております。

ですので、本当にたばこのマナーについては、吸われる方が、個人個人、一人一人責任を持って

吸っていただきたいと。百害あって一利なしというほど。しかも今最近たばこも値段が上がっておりますので、大分喫煙者の方も少なくなっております。

ただ、今の公共施設については、ある程度交通機関においても公共施設においても分煙がされて、大きなレストランだとか、そういうところでもきちっとされてるんじゃないかなと。あと、個人については、いろいろこれからなんだろうなあという気がします。

私が市役所について思うのは、1階の職員の方が吸われているところを車で通ると、知らない人を見るとサボってるんじゃないかって。ただ一服で、やっとならば一服されてるんでしょうけど、もっと何か見えないところで吸われると、市民の目線も違うんじゃないかなという思いはしているところでございます。

ただ、今の状況ですと、きちっとされて、あとは個人のマナーを今後きちっとしていただきたい、そういうところからまず取り組んでいくのが筋じゃないかなと私は思います。意見でした。

○委員長（永山伸一） ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） それでは、質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

では、紹介議員に対する質疑はこれで終了いたします。

井上議員には、本委員会に出席いただきまして本当にありがとうございました。

[紹介議員退席]

○委員長（永山伸一） それでは質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

○委員（森永靖子） 本市の方でない方が、本市のことを思って言うてくださって。鹿児島県内ずっと回りたいというふうに本人は思っておられるみたいですが、このような気持ちで言うてくださったことに対して、最初一発でどうって言うものでしょうから、私としては、継続にして、もう一回ぐらい。やっぱりだめならだめって何か。

もう一回ぐらいこのことを審査していただいた上で結果を出すのならいいかなと思いますけど、一回でというのちょっとどうかと思いますので、継続にしていきたいと思います。

○委員長（永山伸一） それでは、ただいま本請願を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

本請願を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（永山伸一） 起立少数であります。

よって、本請願を継続審査にすることは否決されました。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） それでは、ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本請願に反対の討論はありませんか。

○委員（橋口博文） 今、話が出とったように、官公庁とか病院とか、いろんなところでは、このあれに沿っておりますけども、今の薩摩川内市のこの経済情勢からいけば、私は飲食店の方々も大変、今苦しい事業をやってらっしゃるのではないかと思うわけです。それで、やっぱりこの方々も景気がよくなって、みんなにどんどん入っていただければ経営も安定してくると思いますけれども、今度はたばこを吸う人はもう入ってくるなということになれば、私はその営業をしていらっしゃる方々が大変苦労されると思います。今のところでは、私としてはカラオケボックスのところであっても飲食店であっても、そういうのが禁止されれば、お客さんが大分減ってくるんじゃないかと思うわけです。

やっぱり、今のところでは、私は、たばこもよく考えれば税金が入ってくるし、たばこ税が。財政的にもまた動くし。一方じゃ、またある反面に害が出て、医療費がいるということもあると思いますけれども。私はそういうこともですけれども、さっき申し上げましたように、そういう飲食店の営業をしたり、あるいはカラオケボックス、そういう方々も一つの市民が、みんなが景気がいいようになった段階では、これを採択してもいいんですけれども、私は、これを不採択に思っております。

ます。

○委員長（永山伸一）では、次に本請願に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）ないですね。

次に、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）ないですね。

賛成の討論は、さっきなかったですね。いいですね。

では、討論は終結したと認めます。

これより起立により採決を行います。

本請願の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（永山伸一）起立なしであります。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、請願第1号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）それでは、次に所管事務調査に入ります。

当局に説明をお願いします。

○市民健康課長（宍野克己）市民福祉委員会資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、がん検診につきまして、平成27年の1月現在ということで、それぞれの縦項目はがんの種類、横は年度の関係で記載してございます。対象者数、受診者数、受診率、要精検者数、精検者の受診率、それからがんの発見者数ということで、空欄がそれぞれございますが、この時点ではまだ集計ができていないということでございます。

あけていただきまして、参考のところは70歳未満の受診率ということで、平成26年度でございます。ここに、あえて参考ということで書きましたが、健康かごしま21では、がん検診の受診率向上については、指標を40歳から69歳の受診率を対象に、それぞれ目標50%ということで、当面を40%ということでさせていただいております。この参考のところを見ていただければわかるんですが、胃がん検診が少ないというところでございますが、それ以外については、大体おおむね当面の40%ぐらいかなというふうに考えて

いるために、あえてここを入れたところでございます。

がん検診の受診率向上につきましては、それぞれ無料クーポン券の実施とか、土日の検診の実施、集団検診と個別検診の組み合わせによる実施など、それぞれ受けやすい体制を考えてやってございますので、これからもそれに向けてさらに引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、22ページでございますが、慢性腎臓病です。CKDということでございますが、これにつきましては、平成27年度から医師会の協力のもとで行っていく事業でございます。特に予算につきましては計上はございませんが、医師のネットワークをつくることで、それぞれ腎臓の働きの悪い人たち、たんぱく尿が出る人たちといった今後人工透析につながるような方々を先に見つけて専門医につないで、そしてそうすることによって、人工透析1人当たり年間600万と言われている医療費を少しでも軽減するとともに、個人の生活の質の向上をつくりたいということで、それぞれ考えている事業でございます。

それから、23ページをお開きいただきたいと思うんですが、これにつきましては平成26年度の10月から定期化された予防接種、水痘瘡、それから高齢者の肺炎球菌の状況についてでございます。平成27年の1月末ということで、それぞれ、水痘につきましては26.6%、高齢者肺炎球菌につきましては42%の接種率ということでございます。

それと、あわせて、下のほうの2番目にございますが、風しん予防接種等助成制度（継続）ということで、平成27年度につきましても、平成25年度大流行しました年から3年ということで、国立研究所のほうも、3年間はということもございまして、引き続き助成制度をしていきたいというふうに考えてございます。下のほうに、平成25年度、平成26年度のそれぞれの補助件数、それから補助額について記載ございますので、お目通しいただきたいと思っております。

24ページにつきましては、先ほど御説明を申し上げましたので、割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありました。

たが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）予防接種ですが、風しんの今年度の状況はどうだったのかっていうのが一点。

それから、冬場の、やはり子どもたちが結構、胃腸炎ですか、そういうのを起こしてるかなというのが聞こえてくるんですが。聞きますところ、ロタウイルスというのがあるんですが、そのあたりが任意接種なんです。ちょっと県内でもぼちぼち補助が始まってきてるんですけど、補助の考えはないのか。

あともう一つが、おたふく風邪もちょっとやはりこじらせていくと、耳下腺炎になっていくということもあるんですけど、これもまだ任意接種なんですけど、ぼちぼちこの辺も補助が出てきてるんですけど、市としても考え方はないんでしょうか。

○委員長（永山伸一）政策面の補助です。

○市民福祉部長（春田修一）ロタウイルスにつきましては、委員おっしゃいますように、鹿児島市あるいは近接ではさつま町が始めるというようなこと等で聞いております。これにつきましても、小児科医のほうからもロタウイルスによって入院患者が結構いてというような話は聞いておりました。今指示を出しまして、県内の状況あるいは本市のロタウイルスの状況等もちょっと把握をしろということで、今指示を出してあります。それらの結果を見ながら、今後どうあるべきかということとは検討してまいりたいというふうに考えています。

○市民健康課長（宍野克己）風しんの件数でよろしかったですか。

23ページの資料の下にございますとおり、平成25年度が大流行ということで、予防接種655でした。平成26年度につきましては、抗体検査の陽性反応が出た方のみということで、180ということになっております。

以上でよろしかったでしょうか——済みません。平成25年9月以降は、ないということです。

○委員（中島由美子）子どもたちの病気については、まだまだいろいろあるのかなと思うんですが。ぼちぼち県内でもいろいろ補助も始まって、ロタウイルス、おたふくかぜというのと、肝炎

ウイルスっていうのも、たしかあったと思うんですけど。いろいろ補助が始まりつつありますから、おくれることなく始めていただければと思います。よろしく願います。要望です。

○委員長（永山伸一）要望でございます。ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）それでは、次に保険年金課の審査に入ります。

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一）先ほど審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、予算概要の50ページの中段からになります。

保険年金課の部分でございますが、国民健康保険対策事業におきましては、低所得者層への保険料軽減措置の拡充による後期高齢者医療事業特別会計の繰出金の増とか、あるいは国民健康保険事業特別会計の安定的な運営を確保するための繰出金というようなことと、それと後期高齢者への重複・頻回受診者訪問等を計上いたしております。

特に、この丸の三つ目でございますが、繰出金の法定外分につきましては、平成27年度におきましても、2億5,000万円の継続を実施したところでございます。

国保の部分につきましても、冒頭申しましたように、制度が大きく変わりつつございまして、保険料の値上げという部分等も考慮に入れながら運営を進めておりますが、平成27年度におきましては、従来どおり2億5,000万の法定外繰出を計上させていただいたところです。

そのほか、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計につきましては、137億8,600万円を計上いたしております。

後期高齢者医療特別会計におきましては、

11億5,215万円を計上いたしているところがございます。

以上、保険年金課の当初予算の概要の説明を終わらせていただきます。予算の詳細につきましては、この後、保険年金課長のほうで説明をさせていただきますと思います。

○委員長（永山伸一） それでは、引き続き補足説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） それでは、議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算のうち保険年金課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますが、事業内容につきましては、大変申しわけありませんが、予算調書のほうで説明をさせていただきますと思います。

予算調書の132ページをお開きいただきたいと思います。事項、国民年金事務費につきましては、国民年金事務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員二人分の給与費、臨時職員に係る賃金などの人件費と、老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要する事務経費でございます。

次に、下の段になります。事項、国民健康保険対策費につきましては、国民健康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員16人の給与費等の人件費及び国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業特別会計繰出金等でございます。なお、繰出金は、法令等で定められた法定繰出金6億9,291万9,000円と、国民健康保険事業特別会計の財政支援分として法定外繰出金2億5,000万円を計上しております。

次に、予算調書の133ページをお開きいただきたいと存じます。事項、後期高齢者医療対策費におきましては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、保険証等発送業務委託や長寿健診委託料、保険基盤安定分の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上しております。負担金及び補助金につきましては、広域連合への負担金として、事務に係る共通経費分488万7,000円、保険給付に係る共通経費分2,952万6,000円、並びに給付費の法定負担分、また人間ドック補助金、温泉保養補助金等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、前

に返っていただきまして、28ページをお開きいただきたいと存じます。1行目の15款1項2目衛生費負担金では、予算額4,300万円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する国の負担分でございます。

次に、15款3項2目民生費委託金では、予算額1,650万円を計上しております。これは、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金でございます。

次の16款1項2目衛生費負担金では、予算額6億4,990万8,000円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療助成費負担金3億3,575万円で、これは国民健康保険被保険者の軽減措置に対する県の負担分であり、また、節、後期高齢者医療助成費負担金3億1,415万8,000円は、後期高齢者被保険者の軽減措置に対する県の負担分でございます。

次の21款5項4目雑入では、予算額2,324万7,000円を計上しております。主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金1,908万円などでございます。

以上で、一般会計予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一） それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで議案第39号に係る審査を一時中止します。

△議案第49号 平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第49号平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

補足説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） 議案第49号平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は、323ページから364ページ、予算調書は、300ページから323ページになり

ます。なお、保険年金課の各特別会計につきましては、費目が多岐にわたり予算書では多ページになりますので、説明用といたしまして、市民福祉委員会資料別冊1に取りまとめてございます。主に、この別冊1の資料を使いまして説明させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

国保特別会計につきましては、別冊1の2ページ以降になります。また、歳入の国民健康保険税の関係につきましては、税務課から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算内容について御説明申し上げます。

まず、歳出から主なものについて説明させていただきますので、別冊1の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項総務管理費は、高齢者受給証等郵送料や保険証等発送業務委託等の委託料や国保連合会への負担金及び広報共同事業負担金等が主なものでございます。

次の1款2項徴税費は、納付書等の郵送料やコンビニ収納用の納税通知書作成等の業務委託料が主なものでございます。

次の1款3項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬及び旅費でございます。

次の2款1項療養諸費は、疾病、負傷等及びコルセット、はり灸等の費用に対する保険者負担分及び審査支払事務に係る手数料でございます。

次の2款2項高額療養費は、一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給される高額療養費と、前年8月から本年7月までの1年間の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額について、一定額を超える部分が払い戻される高額介護合算療養費を計上しております。

次の2款3項葬祭諸費は、葬祭に係る補助金を、次の4項移送費は、離島からの患者搬送のために要した経費等の補助を、次の5項出産育児諸費につきましては、出産育児一時金と、その支払手数料を計上しております。

次に、3款1項後期高齢者支援金拠出金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の4割相当分を、被保険者数に応じて各保険者が負担する支援金とそれに対する事務費負担分で、支払基金に支払うものでございます。

次に、4款1項前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数に応じて費用負担を調整するものであり、本市負担分の納付金と事務費分を計上しており、支払基金に支払うものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。次の5款1項老人保健拠出金は、老人保健医療費の精算に係る事務費負担分で、支払基金に支払うものでございます。

次の6款1項介護納付金は、介護保険、第2号被保険者に係る保険者負担分で、支払基金に支払うものです。

次の7款1項共同事業拠出金は、高額医療の多発による国保財政への影響を緩和するため、80万円以上を都道府県間で、1円以上80万円未満を県内市町村間で調整するもので、国保連合会へ拠出するものでございます。

ここで、大変申しわけございませんが、資料中の保険財政共同安定化事業拠出金の説明欄に、「高額療養費30万円超、80万円未満を調整」と書いてございますが、「30万円」を「1円」に訂正方、よろしくお願いたします。

次に、8款1項特定健診保健指導事業費は、保健指導業務嘱託員4名及び特定健診等業務嘱託員1名の報酬等、人件費のほか、特定健診委託料等を計上しております。平成27年度におきましても、治療中の者のデータを医療機関から提供してもらう特定健診情報提供事業のほか、事業所健診受診者から情報を提供いただく事業所健診データ収集事業などに取り組むこととしております。

次の8款2項1目疾病予防費では、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や、糖尿病性腎症重症化予防業務委託等の委託料、人間・脳ドック、温泉保養補助に要する経費を計上しております。

続きまして、6ページを開きいただきたいと思います。次の4目医療費適正化特別対策事業費では、診療報酬明細書点検業務嘱託員一人、医療費適正化業務嘱託員一人、平成27年度新たにデータヘルス計画策定等のための保健師業務嘱託員一人の配置に係る報酬のほか、医療費通知に係る郵送料、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等業務委託などの経費を計上しております。また、平成27年度、

備品購入費ということで計上しておりますが、市民健康課で実施しております栄養教室で使用している機器の老朽化により更新に係る経費を計上させていただいております。

次の3項1目早期介入保健指導事業費は、市民健康課に執行委託を行い、実施してるもので、糖尿病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次に、9款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子になります。

次に、11款1項償還金及び還付加算金は、過年度の税等過誤納付金の払戻金や国庫支出金等精算返納金などでございます。

次の11款2項1目直営診療所施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直診の運営に係る赤字補填分として交付された調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

次の2目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

以上が歳出になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前に返っていただきまして、2ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、税務課から国保税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきます。

それでは、税務課から説明させていただきます。

○税務課長（山口秀昭）税務課でございます。

本特別会計への歳入に係る国民健康保険税について御説明いたします。

国民健康保険税は、国保事業の健全な運営を図るための重要な財源として、国保税条例に基づき課税しているものでございます。

まず、一番上の1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護給付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分、合わせて16億2,004万1,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る療養給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分の現年課税分と滞納繰越分、合わせて9,838万8,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料2目の督促手数料は、国保税未納者に対する督促手数料の納付見込み額を100万円計上いたしております。なお、本年2月末の世帯数は1万6,128世帯で、本市世帯数の約35%、被保険者数は2万5,065人で、本市人口の約25%となっております。

以上で、歳入に係る国民健康保険税関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（中村 真）引き続きまして、保険年金課に係る歳入についてご説明いたします。

3款1項国庫負担金は、療養給付費等に係る国庫負担分でございます。

次の3款2項国庫補助金は、国庫から支出されます財政調整交付金で、普通調整交付金と特殊要因に対して交付されます特別調整交付金でございます。特別調整交付金の内容は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分に係る療養給付費等に対し交付されるものでございます。

次に、5款1項前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費について、保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数等に応じて交付されるものでございます。

次の6款1項県負担金は、国庫負担金と同様に療養給付費等に係る県の負担分でございます。

次の7款1項共同事業交付金は、80万円を超える高額な医療費の発生に対して都道府県単位で調整が行われる共同事業交付金と、1件1円以上80万円未満の医療費について、都道府県内で調整が行われる保険財政共同安定化事業交付金であり、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、交付されるものでございます。

次に、9款1項他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金として、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金に係る繰入金を計上しております。また、その他繰入金として、同事業の赤字補填分を計上しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

10款1項繰越金は、退職被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことによる療養給付費が本年度へ繰り越されたもの、また一

般被保険者に係る医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことにより本年度へ繰り越されたものでございます。

次に、11款諸収入3項雑入では、交通事故の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また健康教室等の参加者負担金を計上しております。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、予算に関する説明書の327ページをお開きいただきたいと存じます。債務負担行為につきましては、コンビニ収納に伴う国民健康保険税納税通知書作成等業務委託におきまして、平成28年度1年間について限度額300万円を設定しておりますが、これは契約期間が年度をまたがるために設定をするものでございます。

続きまして、制度改正及び新規事業等の概要について説明をさせていただきます。

委員会資料の別冊1に返っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと存じます。まず、1、平成27年度国民健康保険制度の改正等について説明をさせていただきます。

(1) 国民健康保険税の改正について、賦課限度額の引き上げでございます。平成27年度においては、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮して、医療分1万円、後期高齢者支援金等分1万円、介護納付金分を2万円の計4万円を引き上げ、最高限度額を85万円とする内容でございます。

次の、(2) 低所得者に係る保険税軽減の拡充では、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして、経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の見直しをするもので、詳細は同ページの下から次のページになりますが、一番下をごらんいただきたいと思いますが、軽減判定所得につきまして、5割軽減と2割軽減を見直そうとするものでございまして、現行、5割軽減基準額は、基礎控除額24万5,000円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じたものを加算しており、同様に2割軽減基準額では、基礎控除額に45万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じたものを加算しております。この24万5,000円と45万円の金額を、26万円と47万円に引き上げ、対象者数を拡大しようとするものでござい

す。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

続きまして、(3) 国民健康保険の財政支援の拡充ということで、これは保険者への保険料の軽減対象者数に応じた財政支援を拡充しようとするもので、②の拡充の内容のところをごらんいただきたいと思いますが、現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても対象とし、補助率を13%とし、現行の7割、5割軽減の対象者に応じた財政支援の補助率を、下の表にありますように、7割の場合12%を15%に、5割の場合6%を14%にしようとするもので、三つ目の丸にありますように、財政支援額の算定基準を、平均保険料収納額から平均保険料算定額の一定割合に改めようとするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

(4) の国保改革の動向とありますように、今後の国民健康保険制度の安定化を目指して、改革の方針が国から示され、今国会に改正案が提出されたようでございますので、概要を御説明させていただきます。

まず、①でございます。平成30年度から保険者が、現在市町村でございますが、これが都道府県が保険者となり、財政運営の責任主体となって安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図ることを目指しております。

次に、②として、国は国保への財政支援の拡充等を行い、財政基盤を強化することとしております。具体的には、平成27年度から約1,700億円を投入して、先ほど説明いたしました保険者支援制度の拡充を実施し、平成29年度には高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費から、1,700億円を追加投入する計画となっております。

次に、③として、市町村の役割として、地域住民と密着しているということから、これまでと同様、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行うことと、方針が示されております。

ここには記載をしてございませんが、市町村が保険料率の決定をするに当たりましては、県が各市町村の医療費水準や所得水準を考慮して、「国民健康保険事業費納付金」なる納付金の額を示し、また、県が標準的な算定方式に基づき、市町村ご

との標準保険料率を算定・公表しますので、それに基づいて、市町村は保険料あるいは保険税額を決定し、賦課・徴収して、納付金を県へ納める流れになるようでございます。

したがって、市町村の業務はこれまでと変わりませんので、県が保険者となることで、県との調整事務が今後さらに重要度を増すことが想定され、市町村の業務量がふえ、負担感が増すことも予想されます。

次に、④として、先ほど説明いたしました保険者支援制度の拡充が実施されます。

続きまして、負担の公平化として、入院時食事療養費等の見直しとして、現在1食260円となっているものを、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、平成28年度から1食360円に、平成30年度からは1食460円に段階的に引き上げることとなっております。なお、ただし書きに書いてある方は、現行のままとなります。

○委員長（永山伸一）課長、今説明の途中なんですけど、ちょっとここで休憩します。

再開は、おおむね15時25分とします。

~~~~~  
午後3時 8分休憩  
~~~~~  
午後3時23分開議
~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明の途中でしたが、申しわけありません。

では、引き続き、課長、お願いします。

○保険年金課長（中村 真）それでは、別冊1の10ページから引き続き説明をさせていただきます。

2として、平成27年度薩摩川内市国民健康保険事業計画として、13ページまで掲載しております。本計画は、平成27年度の国民健康保険事業推進のための計画で、さきで開催いたしました国民健康保険運営協議会に報告し、承認をいただいたものでございます。内容の詳細については、御参照いただきたいと思います。概要について簡単に説明をさせていただきます。

1、基本方針とありますが、現在の国民健康保険事業を取り巻く状況を説明して、ページ下のほうにあります（1）から（6）までの主要施策を

定め、実施していこうとするものでございます。

次に、2の具体的な対応策について、（1）収納率向上対策の推進では、収納率の目標を現年度91%、滞納繰越分を13%としており、目標達成のための施策を実施していくこととしております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと存じます。（2）では、一般会計からの繰り入れによる財政支援として、先ほど予算説明の中で説明しました内容を記載しております。

（3）では、適用の適正化の推進として、従来方針を継続して実施することとしており、（4）医療費適正化の推進では、従来方針を踏まえ、ジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保険指導に生かす取り組みを行うこととしております。

続きまして、12ページをお開きいただきまして、中段のク、保険事業の実施の中で、平成25年度から実施しております（ウ）糖尿病性腎症重症化予防事業を平成27年度も継続して実施し、さらに（エ）で、先ほど市民健康課の中でも若干ありましたけども、CKD予防ネットワークの構築とありますように、平成27年度は、加えて慢性腎臓病の重症化を予防するための病診連携を運用していくための枠組みを構築していきたいと考えております。

次に、（5）特定健診・特定保健指導の推進については、第2期特定健康診査等実施計画を平成25年度改定させていただいたところですが、これをもとに平成29年に特定健診・特定保険指導とも目標を60%として、これを達成するための取り組みを平成27年度も実施していくこととしており、特定健診未受診者に対する電話勧奨や事業所検診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

13ページの下の方をごらんいただきたいと存じます。次の（6）国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進については、従来方針を継続していくこととしております。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。質疑をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）では、質疑はないと認めます。

では、これより討論、採決を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第52号 平成27年度薩摩川内市  
後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第52号平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、議案第52号平成27年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計について、御説明いたします。

予算に関する説明書は、431ページから441ページ、予算調書は、366ページから368ページになります。説明は、同じく別冊1のほうで説明させていただきたいと存じます。

まず、歳出から説明いたしますので、14ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳出について、1款2項1目徴収費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で受け入れる保険基盤安定化県負担金を、広域連合へ納付するものでございます。

次の4款1項1目保険料還付金は、前年度保険料の還付金等に係るものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、上の段の表をごらんいただきたいと存じます。1款1項後期高齢者医療保険料では、特別徴収4億9,495万1,000円と、普通徴収2億3,652万5,000円を計上しております。後期高齢者医療被保険者の約70%が特別徴収で、

約30%が普通徴収となっております。なお、広域連合では、現年分の収納率を99%と見込んでおります。

次に、4款1項2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため、繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、6款2項1目保険料還付金は、前年度等の保険料還付金として広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。（1）低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直しについて、①制度の概要と②改正の内容を掲載しておりますが、国民健康保険の中で説明しました内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

次の③に施行期日がありますが、本年4月1日からの施行になります。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）では、次に所管事務調査に入ります。

説明があれば、お願いします。

○保険年金課長（中村 真）それでは、他所管事務について御説明いたしますので、別冊1の16ページをお開きいただきたいと存じます。

1の国民年金制度関係について御説明いたします。(1)平成27年度の国民年金保険料は、月額1万5,590円となっております。これは、そこに記載のとおりではございますが、平成16年の改正で決まりました保険料額に、物価や賃金の変動を加味して決定されることになっており、平成27年度は記載の額となっております。

次に、(2)平成27年度の国民年金支給額につきましては、毎年の物価や賃金の変動を反映し、決定されることになっており、平成27年度は本来ならば物価の上昇に合わせ、2.3%の増加となるところでございましたが、マクロ経済スライドが初めて実施され、支給額の伸びが物価の上昇よりも0.9%低く抑えられ、また過去に物価が下がったのに、年金を引き下げられず払い過ぎとなっていた部分を適正額に戻すための措置として0.5%減額し、0.9%の増額となり、4月以降の支給額は記載のとおり6万5,008円となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

2として、短期被保険者証・資格証明書の交付状況について、国民健康保険、後期高齢者医療保険について掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、所管事務調査に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(永山伸一) それでは、ただいま説明があった分を含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑ないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △障害・社会福祉課の審査

○委員長(永山伸一) では、次に障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第26号 薩摩川内市障害者福祉作業所条例を廃止する条例の制定について

○委員長(永山伸一) まず、議案第26号薩摩川内市障害者福祉作業所条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長(徳留真理子) では、議案第26号薩摩川内市障害者福祉作業所条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその2の26—1ページ、26—2ページをごらんください。

作業指導等を通じ、障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を図るために設置しております川内福祉作業所及び入来福祉作業所について、その用途を廃止し、普通財産に変更しようとするものでございます。

川内福祉作業所につきましては、障害福祉サービス事業所として無償譲渡を、入来福祉作業所につきましては、廃止後解体することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(永山伸一) それでは、これから質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(上野一誠) この廃止の理由というのを、もう少し中身を教えてください。

○障害・社会福祉課長(徳留真理子) まず、川内の福祉作業所につきましては、民間の障害福祉サービス事業所が多く立ち上がっておりまして、適切な運営がなされているところでございます。また、この川内の福祉作業所につきましても、現在も指定管理を委託してるんですけども、無料で委託しておりまして、当然、民間譲渡しても、うまく運営なされるものというふうに思っていることと。もう一つ、入来の福祉作業所につきましては、施設の利用状況を勘案し、廃止をして、土地が民有地であるために廃止後解体するということとしていただいております。

以上でございます。

○委員(上野一誠) ここに通っていらっしゃる人たちは、これをなくすることで、何か影響とか、それはありますか。

○障害・社会福祉課長(徳留真理子) 入来につきましては、現在入来にお住まいの方で、その土地をお持ちの方のお子様がそこに通っていらっしゃる場所だったんですけども、川内の福祉作業所が送迎もするというところでお話をされたところだったんですけども、御自分の意向の沿ったところにまた変わられるということになっているようでございます。

○委員長(永山伸一) よろしいですか。ほかに

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第27号 財産の無償譲渡について

○委員長（永山伸一） では、次に議案第27号財産の無償譲渡についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） 議案第27号財産の無償譲渡について御説明いたします。

議案つづりその2の27—1ページ、27—2ページ及び位置図、平面図をごらんください。

議案第26号を受けまして、永利町福祉の里にあります川内福祉作業所の建物、鉄骨造スレートぶき平屋建て、面積236平方メートルを、現在、作業所の指定管理者であります特定非営利活動法人薩摩ひまわりへ、障害福祉サービス事業所として無償譲渡するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 今回、無償譲渡ということで、NPOの薩摩ひまわりが今後維持管理をしていくとなっておりますけれども、今後の維持管理の上で、いろいろ整備しなければならないいろんな経費が出てくる際には、全てこのNPOの負担ということになるのでしょうか。それとも、また別途補助金等も考えて大きな額については、市のほうで補助されるという考えでしょうか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） 先ほども申し上げましたとおり、現在も指定管理を委託しているところなんですけれども、無料で委託を

しているところでございます。現在も建物の維持管理も含め、御自分たちでなさっているところでございます。実際、川内福祉作業所の昨年度の実績から見ましても、就労継続支援のB型の事業所として、また生活介護の事業所として、十分経費はこの事業所の実績の中で賄っていられるものというふうには認識しているところでございます。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 平成27年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一） それでは次に、審査を一時中止しておりました議案第39号平成27年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明をお願いします。

○市民福祉部長（春田修一） 同じく予算の概要の52ページをお開きいただきたいと思います。

障害・社会福祉課につきましては、52ページの最下段からでございます。

拡充としまして、避難行動要支援者避難支援事業の中で、一番上の丸のところでございますが、今回災対法の改正によりまして、避難行動要支援者避難支援が登録をするようになりました。そのような関係もございまして、現在ありますシステムを住基と連動するという形で改修しようとするものでございまして、この部分を新たに本年度予算でお願いしているところでございます。

53ページの上段でございます臨時福祉給付金支給事業、これにつきましては今年度も実施しておりますが、これが政府の方針によりまして、消

費税の10%値上げが予定されている平成29年度4月でございますので、それまでの間、平成27年度、平成28年度まで継続するというようなこと等から、今回計上いたしております。今回の支給額は、6,000円という形となっております。

以上、簡単ではございますが、障害・社会福祉課の予算の概要の説明を終わらせていただきます。予算の詳細につきましては、この後、課長のほうで説明させていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）では、補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）歳出予算について、御説明申し上げます。

予算調書の134ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費は、社会福祉事務及び地域福祉推進事業等に係る経費で、事業費は3億3,507万円です。主なものは、社会福祉事務嘱託員など285人の報酬、支所の職員など24人分の給与費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

次に、同じく134ページ下の段、社会福祉施設管理費102万4,000円は、社会福祉施設の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。臨時福祉給付金給付事業費2億142万9,000円は、臨時福祉給付金給付に係る経費でございます。

市民福祉委員会資料の25ページをお開きください。先ほど、部長が説明したとおりでございますが、支給対象者は、基準日、平成27年1月1日において住民基本台帳に記録されている方で、市町村民税（均等割）が課税されていない方となります。また、その方が市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は、支給の対象外となります。先ほど申し上げましたとおり、支給金額は一人当たり6,000円でございます。昨年度は1万円でした。今回は、老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者に対する5,000円の加算はございませんが、子育て世帯臨時特例給付金との併給調整は行わない。つまり、支給対象世帯の児童につきましては、一人当たり3,000円があわせて支給されることとなります。支給対象者数は、おおむね2万7,000人を見込

んでおります。今後のスケジュールですが、平成27年度市民税が確定後、均等割非課税者を抽出し、支給対象と思われる世帯に申請書を送付したいと考えております。

次に、同じく135ページ下の段、3款1項2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費8,600万7,000円は、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料の助成等に係る経費で、主なものは職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、身体障害者福祉協議会運営補助金、福祉タクシー等利用料助成でございます。

次に、136ページです。障害者（児）自立支援事業費2億1,523万6,000円は、障害福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、主なものは、障害認定訪問調査相談業務嘱託員3人、育成医療嘱託医などの報酬、介護給付費、自立支援医療費等補助事業扶助費でございます。

同じく136ページ下の段、重度心身障害者医療費助成事業費2億5,735万3,000円は、重度の心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で、行政事務嘱託員（Ⅱ種）3人の報酬、医療費助成費が主なものでございます。

次に、137ページをお開きください。特別障害者手当等給付事業費4,367万2,000円は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、嘱託医二人の報酬及び特別障害者手当等給付に要する経費でございます。

同じく137ページ下の段、地域生活支援事業費1億7,535万8,000円は、市町村事業として実施する地域生活支援事業に係る経費で、主なものは、手話通訳業務嘱託員の報酬、地域活動支援センター事業及び相談支援事業業務委託等の委託料、日常生活用具等給付費など、補助事業扶助費が主なものでございます。

次に、138ページ上の段、障害児通所支援事業費1億8,692万8,000円は、未就学児の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業並びに利用料助成に係る経費で、子ども発達支援センターつくし園の指定管理料及び放課後等デイサービス事業に係る補助事業扶助費が主なものでございます。

同じく、138ページ下の段、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費6万4,000円は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具給付及び軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に係る経費でございます。

次のページ、139ページです。3款1項3目地方改善対策費の、隣保館管理運営費4,131万4,000円は、隣保館の管理運営に係る経費で、隣保館長等嘱託員5人の報酬、職員一人の給与費、冷水・永田・杉ノ角会館空調設備取替工事費、人権啓発等連絡協議会運営補助金が主なものでございます。

同じく139ページ下の段、3款5項1目災害救助費1,350万6,000円は、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害など、り災者等への援助事務等に係る経費で、災害弔慰金等扶助費が主なものでございます。

続きまして、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

予算調書の29ページをお開きください。15款1項1目民生費負担金11億6,892万1,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金等です。

次に、15款2項2目民生費補助金2億3,734万9,000万円は、臨時福祉給付金給付事業費補助金等です。

次のページ、16款1項1目民生費負担金5億6,820万円は、障害者自立支援給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金等です。

次に、16款2項2目民生費補助金1億5,716万1,000円は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金等となっています。

次に、19款1項3目り災救助基金繰入金1,085万5,000円は、災害救助費として、災害り災者援護措置要綱に基づく救助を行うため、必要経費分を取り崩し、繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第39号に係る審査を一時中止し

ます。

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査に入ります。

説明があれば、お願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） それでは、市民福祉委員会資料の26ページをお開きください。

社会福祉法の規定に基づく第2期薩摩川内市地域福祉計画について、概要版で説明させていただきます。12月議会におきましても、地域福祉計画策定に係るパブリックコメントの実施について御説明したところではございますが、薩摩川内市地域福祉計画は、薩摩川内市総合計画の下に位置し、本市で暮らす全ての市民を地域全体で支え、誰もが住みなれた地域で、その人らしい自立した生活が送れるような地域福祉の理念を記す計画であり、5年ごとに策定することとされております。

今回は、薩摩川内市社会福祉協議会が策定します民間の活動・行動計画であります地域福祉活動計画と策定期期を合わせ、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として策定するものでございます。

次のページにありますように、「全ての市民が住み慣れた地域で お互い支え合い 安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、四つの基本目標を掲げております。

策定に当たりまして、地区コミュニティ協議会や社会福祉事業関係者、並びに学識経験者など15名の委員で構成されております地域福祉推進委員会において、御協議をいただきました。

また、今後の本計画の進行管理につきましても、この地域福祉推進委員会において、評価いただくこととしております。

続きまして、市民福祉委員会資料の28ページをお開きください。障害者総合支援法の規定に基づく第4期薩摩川内市障害福祉計画について、概要版で説明させていただきます。

同じく12月議会におきまして、障害福祉計画策定に係るパブリックコメントの実施について御説明したところではございますが、障害福祉計画は、薩摩川内市障害者計画の実施計画と位置づけられ、3年ごとに策定することとされております。

今回は、平成27年度から平成29年度を計画期間として、第4期計画を策定するものでございます。国の基本指針に基づいた数値目標の設定が主な内容となっております。

また、今回は策定委員会は設置しておりませんが、これまで自立支援協議会の五つの専門部会並びに自立支援協議会で御審議いただいております。

続きまして、委員会資料30ページです。サン・アビリティーズ川内の評価結果の報告をいたします。

指定管理者は、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01で、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日でございます。昨年の11月6日に評価委員会を開催しております。総合評価の結果、すぐれているとの評価を受けております。

次に、委員会資料32ページです。川内福祉作業所の評価結果の御報告をいたします。

先ほど御審議いただいたとおり、今年度末で無償譲渡いたしますが、指定管理者は特定非営利活動法人薩摩ひまわりで、同じく昨年の11月6日に評価委員会を開催し、総合評価の結果、すぐれているとの評価を受けております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○委員長（永山伸一）** それでは、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△延 会

**○委員長（永山伸一）** 本日の委員会は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、16日午前10時から第2委員会室で開会します。

## 【卷末資料】

請願文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                |       |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 請願第 1 号                        | 受理年月日 | 平成 27 年 2 月 24 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書         |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 日置市伊集院町妙円寺二丁目 2 1 番地 3<br>涉 秀憲 |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 井上 勝博                          |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                |       |                  |
| <p>先にWHOは締約国に、たばこの煙へのばく露が、死亡・疾病・障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識すること等の勧告を出し、それに基づき我が国では、平成 15 年に健康増進法（以下「法」という。）が施行された。</p> <p>法第 25 条に「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とある。</p> <p>法に定められている施設とは、公営・民営を問わず、また、規模の大小を問わず、受動喫煙の防止に努めなければならない。言い換えれば、完全な分煙を施すべきである。</p> <p>しかして現状をみるに、公共の施設は分煙が進んでいるが、民間の、特に飲食店等は、営業上の理由等ではほとんどが無措置と言わざるを得ない。</p> <p>よって、法の強力な推進のために、下記に準じて施策を推進されるよう請願する。</p> |                                |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                |       |                  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市は、県や保健所と連携しつつ、傘下の全ての施設について、法第 25 条に関する説明・啓発を強力に押し進めること。また、措置状況の実態調査を行うこと。</li> <li>2 市は、市民に対して、適宜、法の趣旨の周知徹底に努めること。また、措置実施の必要経費の軽減のために、労働安全衛生法に基づく助成金の制度があることも併せて周知すること。</li> <li>3 法の円滑な実施のため、実施のための準備期間や手法、助言内容、実態調査などを定めた条例を制定すること。</li> <li>4 措置がなされていない施設には、速やかに実施されるよう勧告すること。</li> </ol>                                                                                                                                    |                                |       |                  |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 永山伸一